

昭和六十三年総理府令第一号

核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十三年法律第六十六号）第五十一条の六、第五十一条の十四第一項、第五十一条の十五、第五十一条の十六第一項、第五十一条の十八第一項、第五十一条の二十第一項、第六十四条第一項、第六十五条第一項及び第三項並びに第六十六条第一項並びに核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十三年政令第三百二十四号）第十三条の七第二項、第十三条の十及び第十三条の十三の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物埋設の事業に関する規則を次のように定める。（適用範囲）

第一条 この規則は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第五十一条の二第二項第二号に規定する第二種廃棄物埋設（同条第二項の規定により第一種廃棄物埋設事業者が第一種廃棄物埋設施設において行う第二種廃棄物埋設を除く。以下同じ。）の事業について適用する。（定義）

第一条の二 この規則において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 「放射線」とは、原子力基本法（昭和三十三年法律第八十六号）第三条第五号に規定する放射線又はメガ電子ボルト未満のエネルギーを有する電子線若しくはエックス線であつて、自然放射線以外のものをいう。

二 「放射性廃棄物」とは、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）で廃棄しようとするものをいう。

三 「中深度処分」とは、地表から深さ七十メートル以上の地下に設置された廃棄物埋設地において放射性廃棄物を埋設の方法により最終的に処分することをいう。

四 「ビット処分」とは、地上又は地表から深さ七十メートル未満の地下に設置された廃棄物埋設地において別表第一の上欄に掲げる放

射性物質についての放射能濃度がそれぞれ同表の下欄に掲げる放射能濃度を超えない放射性廃棄物を埋設の方法（次のいずれかの方法に限る。）により最終的に処分することをいう。

イ 外周仕切設備を設置した廃棄物埋設地に放射性廃棄物を定置する方法

ロ 外周仕切設備を設置しない廃棄物埋設地に放射性廃棄物を一体的に固型化する方

五 「トレンチ処分」とは、地上又は地表から深さ七十メートル未満の地下に設置された廃棄物埋設地において別表第二の上欄に掲げる放射性物質についての放射能濃度がそれぞれ同表の下欄に掲げる放射能濃度を超えない放射性廃棄物を埋設の方法（前号イ及びロの方法を除く。）により最終的に処分することをいう。

六 「廃棄体」とは、容器に封入し、又は容器に固型化した放射性廃棄物をいう。

七 「コンクリート等廃棄物」とは、固体状の放射性廃棄物であつて次に掲げるものをいう。

イ 核燃料物質によつて汚染されたコンクリート

ロ 核燃料物質によつて汚染された金属その他イ又はロに類するもの

八 「管理区域」とは、廃棄物埋設施設の場所であつて、その場所における外部放射線に係る線量が原子力規制委員会の定める線量を超え、空気中の放射性物質（空気又は水のうちに自然に含まれている放射性物質を除く。以下同じ。）の濃度が原子力規制委員会の定める濃度を超え、又は放射性物質によつて汚染された物の表面の放射性物質の密度が原子力規制委員会の定める密度を超えるおそれのあるものをいう。

九 「周辺監視区域」とは、廃棄物埋設施設及びその周辺の区域（管理区域を除く。）であつて、当該区域の外側のいかなる場所においてもその場所における線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えるおそれのないものをいう。

十 「埋設保全区域」とは、廃棄物埋設地の保全のために特に管理を必要とする場所であつて、管理区域以外のものをいう。

の業務に従事する者であつて、管理区域に立ち入るものをいう。

十二 「保安活動」とは、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第二号。以下「品質管理基準規則」という。）第二条第二項第一号に規定する保安活動をいう。

十三 「品質マネジメントシステム」とは、品質管理基準規則第二条第二項第四号に規定する品質マネジメントシステムをいう。

十四 「廃止措置対象附属施設」とは、法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた廃止措置計画（同条第三項において読み替へて準用する法第十二条の六第三項又は第五項の規定による認可又は届出があつたときは、その変更後のもの）に係る廃止措置の対象となる廃棄物埋設地の附属施設をいう。

十五 「設計想定事象」とは、次に掲げる事象であつて、第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第三十号。第二条第一項第二号ハ及びリにおいて「設置許可基準規則」という。）第一条第二項第二号に規定する安全機能を有する施設の設計において発生を想定しているものをいう。

イ 自然現象

ロ 廃棄物埋設施設を設置する事業所内又はその周辺における廃棄物埋設施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）

ハ 廃棄物埋設施設内における火災その他の廃棄物埋設施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象

（第二種廃棄物埋設の事業の許可の申請）

第二条 法第五十一条の二第三項の申請書の記載については、次の各号によるものとする。

一 法第五十一条の二第三項第三号の廃棄する核燃料物質等の性状及び量については、第二種廃棄物埋設を行う放射性廃棄物の種類及び数量、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの最大放射能濃度、総放射能量及び区画別放射能量（廃棄物埋設地を物理的に区画する場合において区画ごとの放射性物質に含まれる放射能量をいう。以下同じ。）並びに当該放射性廃棄物が有する廃棄物埋設

地の外への放射性物質の漏出を防止し、又は低減する性能（廃棄物埋設地の外への放射性物質の漏出に関する評価を行うために必要な場合に限る。）を記載すること。

二 法第五十一条の二第三項第四号の廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備については、次の区分によつて記載すること。

イ 廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備に関する安全確保のための設計（以下「安全設計」という。）の基本的方針（安全機能を有する施設及びその安全機能並びにその安全機能を維持すべき期間に関する事項を含む。）

ロ 廃棄物埋設施設の位置

敷地の面積及び形状

(2) 敷地内における主要な廃棄物埋設施設

ハ 廃棄物埋設施設の一般構造

(1) 耐震構造

(2) 耐津波構造（設置許可基準規則第五条に規定する津波に対して廃棄物埋設施設の安全機能が損なわれるおそれがないよう措置を講じた構造をいう。）

(3) 火災又は爆発の防止に関する構造

(4) 放射性物質の漏出の防止及び低減に関する構造

(5) 放射線の遮蔽に関する構造

(6) 放射性物質の飛散防止に関する構造

(7) その他の主要な構造

ニ 廃棄物埋設地の構造及び設備

(1) 構造及び設備（トレンチ処分を行う場合にあつては、廃棄物埋設地への雨水及び地下水の浸入抑制に関するものを含む。）

(2) 最大埋設能力

坑道の構造

ホ 放射性廃棄物の受入施設の構造及び設備

(1) 構造

(2) 主要な設備及び機器の種類

(3) 受け入れる放射性廃棄物の最大受入能力

ト 放射線管理施設の設備

チ	(1) 屋内管理用の主要な設備及び機器の種類
	(2) 屋外管理用の主要な設備及び機器の種類
リ	(1) 監視測定設備
	(2) 主要な計装設備の種類
ヌ	(1) その他の主要な事項
	(2) 排水施設（設置許可基準規則第十六条に規定する施設に限る。）
ミ	(1) 気体廃棄物の廃棄施設
	(2) 構造
ロ	(1) 主要な設備及び機器の種類
	(2) 廃棄物の処理能力
ハ	(1) 排気口の位置
	(2) 液体廃棄物の廃棄施設
ニ	(1) 構造
	(2) 主要な設備及び機器の種類
ヘ	(1) 廃棄物の処理能力
	(2) 廃液槽の最大保管廃棄能力
コ	(1) 排水口の位置
	(2) 固体廃棄物の廃棄施設
サ	(1) 構造
	(2) 主要な設備及び機器の種類
シ	(1) 廃棄物の処理能力
	(2) 保管廃棄施設の最大保管廃棄能力
ス	(1) 予備電源設備の構造
	(2) 通信連絡設備等の構造
セ	(1) その他の主要な事項
	(2) 法第五十一条の二第三項第四号の廃棄の方法については、次の区分によつて記載すること。
ソ	(1) 第二種廃棄物埋設の方法の概要
	(2) 法第五十一条の二第三項第五号の変更予定時期については、放射能の減衰に応じて行う周辺監視区域又は第十七条第一項若しくは第

二	二項に規定する措置の変更又は廃止について、それぞれその時期を記載すること。
	五 法第五十一条の二第三項第六号の廃棄物埋設施設の工事計画については、工事の順序及び日程を記載すること。
六	法第五十一条の二第三項第七号の廃棄物埋設施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項については、保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項を記載すること。
	七 前項の申請書に添付すべき核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（以下「令」という。）第三十条第二項に規定する事業計画書その他原子力規制委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。
一	一次の事項を記載した事業計画書
	イ 第二種廃棄物埋設の事業の開始の予定時期
ロ	第二種廃棄物埋設の事業の開始の日を含む事業年度以後の毎事業年度の放射性廃棄物の受入計画及び予定埋設数量
	ハ 資金計画及び事業の収支見積り
ニ	その他第二種廃棄物埋設の事業に関する経理的基礎を有することを明らかにする事項
	二 次の事項を記載した第二種廃棄物埋設に関する技術的能力に関する説明書
イ	特許権その他の技術に関する権利若しくは特別の技術による第二種廃棄物埋設の方法又はこれらに準ずるものの概要
	ロ 主たる技術者の履歴
ハ	その他第二種廃棄物埋設に関する技術的能力に関する事項
	三 廃棄物埋設施設を設置しようとする場所における気象、地盤、地質、水理、地震、社会環境等の状況に関する説明書
四	廃棄物埋設施設を設置しようとする場所の中心から五キロメートル以内の地域を含む縮尺五万分の一の地図
	五 廃棄物埋設施設の安全設計に関する説明書（主要な設備の配置図を含む。）
六	核燃料物質等による放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄に関する説明書
	七 廃棄物埋設施設に係る設備の操作上の過失、機械又は装置の故障、火災、爆発、電源喪失等があつた場合に発生することが想定される異常の種類、程度、影響等に関する説明書

八	廃棄物埋設施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書
	九 現に事業を行っている場合にあつては、その事業の概要に関する説明書
十	法人にあつては、定款、役員の名及び履歴、登記事項証明書並びに最近の財産目録、貸借対照表及び損益計算書
	十一 法第五十一条の二第二項の許可を受けようとする者（法人にあつては、その業務を行う役員）に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書
三	第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。
	四 法第五十一条の二第二項の許可を受けようとする者が法人である場合であつて、原子力規制委員会がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めたときは、第二項第十一号に掲げる診断書に代えて当該役員が法第五十一条の四第三号に該当しないことを疎明する書類を提出することができる。
五	（法第五十一条の四第三号の原子力規制委員会規則で定める者）
	第二十条の二 法第五十一条の四第三号の原子力規制委員会規則で定める者は、精神の機能の障害により、業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。
六	（変更の許可の申請）
	第三条 令第三十三条の変更の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。
一	令第三十三条第三号の変更の内容については、法第五十一条の二第三項第三号の廃棄する核燃料物質等の性状及び量の変更に係る場合にあつては第二種廃棄物埋設を行う放射性廃棄物の種類及び数量、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの最大放射能濃度、総放射能量及び区画別放射能量並びに当該放射性廃棄物が有する廃棄物埋設地の外への放射性物質の漏出を防止し、又は低減する性能（廃棄物埋設地の外への放射性物質の漏出に関する評価を行うために必要な場合に限る。）を記載し、同項第四号の廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の変更に係る場合にあつては第二項第二号に掲げる区分によつて記載し、法第五十一条の二第三項第四号の廃棄の方法の変更に係る場合にあつては第二項第一項第三号に掲げる区分によつて

二	記載し、法第五十一条の二第三項第五号の変更予定時期の変更に係る場合にあつては放射能の減衰に応じて行う周辺監視区域又は第十七条第一項若しくは第二項に規定する措置の変更又は廃止についてそれぞれその時期を記載し、法第五十一条の二第三項第七号の廃棄物埋設施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項の変更に係る場合にあつては第二項第六号に規定する事項を記載すること。
	二 令第三十三条第五号の工事計画については、工事の順序及び日程を記載すること。
三	前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
	一 一次の事項を記載した事業計画書
イ	変更に係る廃棄物埋設施設による第二種廃棄物埋設の事業の開始の予定時期
	ロ 変更に係る廃棄物埋設施設による第二種廃棄物埋設の事業の開始の日を含む事業年度以後の毎事業年度の放射性廃棄物の受入計画及び予定埋設数量
ハ	変更後における資金計画及び事業の収支見積り
	ニ その他変更後における第二種廃棄物埋設の事業に関する経理的基礎を有することを明らかにする事項
二	次の事項を記載した変更に係る第二種廃棄物埋設に関する技術的能力に関する説明書
	イ 変更に係る特許権その他の技術に関する権利若しくは特別の技術による第二種廃棄物埋設の方法又はこれらに準ずるものの概要
ロ	変更に係る主たる技術者の履歴
	ハ その他変更後における第二種廃棄物埋設に関する技術的能力に関する事項
三	変更に係る廃棄物埋設施設の場所における気象、地盤、地質、水理、地震、社会環境等の状況に関する説明書
	四 変更に係る廃棄物埋設施設の設置の場所の中心から五キロメートル以内の地域を含む縮尺五万分の一の地図
五	変更後における廃棄物埋設施設の安全設計に関する説明書（主要な設備の配置図を含む。）
	六 変更後における核燃料物質等による放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄に関する説明書

第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

(放射性廃棄物等の技術上の基準)

第八條 法第五十一条の六第二項に規定する原子力規制委員会規則で定める技術上の基準は、次

の各号に掲げる場合に依じ、当該各号に定める
ところによる。

イ 埋設しようとする放射性廃棄物が原子力

施設を設置した工場又は事業所において生じたもの（放射性同位元素等の規制に関する

る法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第三十三条の二の規定により核燃料物質等

とみなされた放射性同位元素又は放射性汚染物を含む。）であること。

口 埋設しようとする放射性廃棄物が廃棄体であること。

基準に適合するものであること。

次のいずれにも該当すること。

に定めるものであること。

(1) 埋設しようとする放射性廃棄物が廃棄
ずれかに該当するものであること。

体であつて、次項各号に掲げる技術上の基準に適合するものであること。

(2) 埋設しようとする放射性廃棄物がコンクリート等廃棄物であつて、第三項各号

に掲げる技術上の基準に適合するものであること。

廃棄体に係る技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 液体状の放射性廃棄物又はイオン交換樹脂、焼却灰、フィルタスラッジその他の粉状

若しくは粒状の放射性廃棄物若しくはこれらを成型した放射性廃棄物にあつては、容器に

二 固体状の放射性廃棄物（前号に掲げるものを除く。）については、容器（封入体）又は

放射能濃度が法第五十一条の二第二項又は第三項に規定する濃度を超え、容器に封入し、又は固型化してあること。

第五十一条の五第一項の許可を受けたところによる最大放射能濃度を超えないこと。

第十二条 法第五十一条の十四第一項の原子力規制委員会規則で定める期間は、法第五十一条の二第二項の許可を受けた日から三年とする。

設地の近傍の地下水中の放射 性物質の濃度	項に定め る期間
二 放射線業務従事者の四月一年間の 一日を始期とする一年間の線線量にあ 定める期	第五項に 定める期

第十三条 法第五十一条の十五の規定による記録

量、女子（妊娠不能と診断さつては毎
れた者及び妊娠の意思のない年度一回
旨を第二種廃棄物処理事業者、三月間

は、事業所ごとに、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間

旨を第一種廢棄物担証事業者 三月間
に書面で申し出た者を除く。の線量に
の放射線業務従事者の四月一あつては

これを保存しておかなければならない。	記録事項
	記録すべき保存期間

日、七月一日、十月一日及び三月ごと
一月一日を始期とする各三月に一回、

一 第二種廃棄物埋設に関する記録	き場合	
------------------	-----	--

間の線量並びに本人の申出等一月間の
により第二種廃棄物埋設事業線量にあ
者が妊娠の事実を知ることとつては一

イ 法第五十一条の六第一項確認の都第七項に
の規定による第二種廃棄物埋度 定める期

なつた女子の放射線業務従事月ごとに
者にあつては出産までの間毎一回

設に関する確認の結果

口	法第五十一条の六第二項確認の都第七項に
の規定による第二種廃棄物	度
定める期	

線量 月一日を始期とする一月間の
示 四月一日を始期とする一原子力規第五項に

設に関する確認の結果

ハ 廃棄物埋設地に埋設した埋設の都第七項に	間
-----------------------	---

年間の線量が二十ミリシーベルトを超えた放射線業務従事が定める間

放射性廃棄物の種類、数量、度	定める期
当該放射性廃棄物に含まれる	
放射性物質の数量、その里役	
放射性物質の数量、その里役	

者の当該一年間を含む原子力五年間に
規制委員会が定める五年間において毎
年度一回

放射線管理記録

（上欄に掲げる当

イ 放射性廃棄物の排気口又排気又は十年間
は排気監視設備及び排水口又排水の都
ては排水監視設備を設けることとする。

該一年間
以降に限
る。

は排水監視設備における放射度	性物質の濃度	口 管理区域における外部放射毎週一回十年間
----------------	--------	-----------------------

へ放射線業務従事者が緊急その都度第五項に
作業に従事した期間の始期及定める期

射線に係る一週間の線量当量、空気中の放射性物質の一

び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	間
------------------------	---

放射線物質によつて汚染された物の表面の放射性物質の

業務に就く日の属する年度に当該業務定める期
おける当該日以前の放射線被に就く時間

密度	周辺監視区域における外毎月一回線量当量
1	0.01
2	0.02
3	0.03
4	0.04
5	0.05
6	0.06
7	0.07
8	0.08
9	0.09
10	0.10
11	0.11
12	0.12
13	0.13
14	0.14
15	0.15
16	0.16
17	0.17
18	0.18
19	0.19
20	0.20
21	0.21
22	0.22
23	0.23
24	0.24
25	0.25
26	0.26
27	0.27
28	0.28
29	0.29
30	0.30
31	0.31
32	0.32
33	0.33
34	0.34
35	0.35
36	0.36
37	0.37
38	0.38
39	0.39
40	0.40
41	0.41
42	0.42
43	0.43
44	0.44
45	0.45
46	0.46
47	0.47
48	0.48
49	0.49
50	0.50
51	0.51
52	0.52
53	0.53
54	0.54
55	0.55
56	0.56
57	0.57
58	0.58
59	0.59
60	0.60
61	0.61
62	0.62
63	0.63
64	0.64
65	0.65
66	0.66
67	0.67
68	0.68
69	0.69
70	0.70
71	0.71
72	0.72
73	0.73
74	0.74
75	0.75
76	0.76
77	0.77
78	0.78
79	0.79
80	0.80
81	0.81
82	0.82
83	0.83
84	0.84
85	0.85
86	0.86
87	0.87
88	0.88
89	0.89
90	0.90
91	0.91
92	0.92
93	0.93
94	0.94
95	0.95
96	0.96
97	0.97
98	0.98
99	0.99
100	1.00

多くの経歴及び原子力規制委員
員会が定める五年間における

部放射線に係る一月間（全ての一週間にあつて）の廃棄物埋設地を土砂等で覆ふまでの間においては一週間の線量当は十年間、量こあつた地下水

事業所の外において、運搬、運搬の都、一年間

間)の線量当量及び地下水中の放射性物質の濃度(法第五十一條の十八第一項の変更の週一回)物質の濃

した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容

認可を受けた保安規定に定めるところにより、周辺監視区

度にあつては第七

器の種類並びにその運搬の日
時及び経路

(4) 放射能濃度確認対象物その都度 中の放射性物質について計算 による評価を行った場合は、 その計算条件及び結果 (5) 評価に用いる放射性物 質の選択を行った結果	放射能濃度確認対象物の 測定及び評価に係る記録 (1) 放射性物質の放射能濃 度の測定条件	測定又は 評価の都 ら搬出さ れた後十 年間	事業所か ら搬出さ れた後十 年間
(6) 放射能濃度の決定を行 う方法について評価を行った 結果	放射能濃度の測定結果 (2) 放射能濃度の測定結果	測定又は 評価の都 ら搬出さ れた後十 年間	事業所か ら搬出さ れた後十 年間
(3) 放射能濃度確認対象物 中の放射能濃度の決定を行 った結果	放射能濃度確認対象物 測定又は 評価の都 ら搬出さ れた後十 年間	測定又は 評価の都 ら搬出さ れた後十 年間	事業所か ら搬出さ れた後十 年間
(4) 測定に用いた放射線測 定装置の点検・校正・保守・ 管理を行った結果	測定に用いた放射線測 定装置の点検・校正・保守・ 管理を行った結果	測定又は 評価の都 ら搬出さ れた後十 年間	事業所か ら搬出さ れた後十 年間
(5) 放射能濃度確認対象物 の測定及び評価に係る教育・ 訓練の実施日時及び項目	放射能濃度確認対象物 の測定及び評価に係る教育・ 訓練の実施日時及び項目	測定又は 評価の都 ら搬出さ れた後十 年間	事業所か ら搬出さ れた後十 年間
ハ 放射能濃度確認対象物の 管理について点検等を行った 結果に係る記録	放射能濃度確認対象物の 管理について点検等を行った 結果に係る記録	測定又は 評価の都 ら搬出さ れた後十 年間	事業所か ら搬出さ れた後十 年間
2 前項に規定する記録事項に ついて直接測定する ことが困難な場合において は、当該事項を間 接的に推定することができ る記録をもつてその 事項の記録に代えることが できる。	前項に規定する記録事項に ついて直接測定する ことが困難な場合において は、当該事項を間 接的に推定することができ る記録をもつてその 事項の記録に代えることが できる。	測定又は 評価の都 ら搬出さ れた後十 年間	事業所か ら搬出さ れた後十 年間
3 第一項の表第二号ロ及びハ の線量当量並びに 同号ニ及びホの線量は、そ れぞれ原子力規制委員 会の定めるところにより記 録するものとする。	第一項の表第二号ロ及びハ の線量当量並びに 同号ニ及びホの線量は、そ れぞれ原子力規制委員 会の定めるところにより記 録するものとする。	測定又は 評価の都 ら搬出さ れた後十 年間	事業所か ら搬出さ れた後十 年間

- 4 第一項の表第二号ニ及びハの線量を記録する場合
場合には、放射線に曝された被ばくのうち放射性物
質によつて汚染された空気を呼吸することによ
る被ばくに係る記録については、その被ばくの
状況及び測定の方法を併せて記載しなければな
らない。
- 5 第一項の表第二号ニからトまでの記録の保存
期間は、その記録に係る者が放射線業務従事者
でなくなった場合又はその記録を保存している
期間が五年を超えた場合において第二種廃棄物
埋設事業者がその記録を原子力規制委員会の指
定する機関に引き渡すまでの期間とする。
- 6 第二種廃棄物埋設事業者は、第一項の表第二
号ニからハまでの記録に係る放射線業務従事者
に、その記録の写しをその者が当該業務を離れ
る時に交付しなければならない。
- 7 第一項の表第一号、第二号ハ、リ及びヌ、第
四号イ、第五号、第六号ロ、第七号、第八号、
第十一号、第十三号並びに第十四号の記録の保
存期間は、法第五十一条の二十五第三項におい
て準用する。法第十二条の六第八項の確認を受け
るまでの期間とする。
(電磁的方法による保存)
- 第十三条の二 法第五十一条の十五に規定する記
録は、前条第一項の表の上欄に掲げる事項につ
いて、それぞれ同表下欄に掲げるところに従つ
て、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その
他の人の知覚によつて認識することができない
方法をいう。以下同じ。)により記録すること
により作成し、保存することができる。
- 2 前項の規定による保存をする場合には、同項
の記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を
用いて直ちに表示されることができるようにし
て、前条第一項の表の下欄に掲げる期間保存し
ておかなければならない。
- 3 第一項の規定による保存をする場合には、原
子力規制委員会が定める基準を確保するよう努
めなければならない。
(品質マネジメントシステム)
- 第十三条の三 法第五十一条の十六第二項の規定
により、第二種廃棄物埋設事業者は、法第五十
一条の二第一項又は第五十一条の五第一項の許
可を受けたところにより、品質マネジメントシ
ステムに基づき保安活動(次条から第十九条の
二までに規定する措置を含む。)の計画、実施、
評価及び改善を行うとともに、品質マネジメント
システムの改善を継続して行わなければならない。
ない。

- (管理区域への立入制限等)
- 第十四条 法第五十一条の十六第二項の規定によ
り、第二種廃棄物埋設事業者は、管理区域及び
周辺監視区域を定め、これらの区域において次
の各号に掲げる措置を採らなければならない。
ただし、法第五十一条の十八第一項の変更の認
可を受けた保安規定において、これらの区域を
定めないこととした場合は、この限りでない。
一 管理区域については、次の措置を講ずること
と。
イ 壁、柵等の区画物によつて区画するほ
か、標識を設けることによつて明らかに他
の場所と区別し、かつ、放射線等の危険性
の程度に応じて人の立入制限、鍵の管理等
の措置を講ずること。
ロ 放射性物質を経口摂取するおそれのある
場所での飲食及び喫煙を禁止すること。
ハ 床、壁その他の人の触れるおそれのある物
であつて放射性物質によつて汚染されたもの
の表面の放射性物質の密度が原子力規制
委員会の定める表面密度限度を超えないよ
うにすること。
ニ 管理区域から人が退去し、又は物品を持
ち出そうとする場合には、その者の身体及
び衣服、履物等身体に着用している物並び
にその持ち出そうとする物品(その物品を
容器に入れ、又は包装した場合)には、その
容器又は包装の表面の放射性物質の密度
がハの表面密度限度の十分の一を超えない
ようにすること。
二 周辺監視区域については、次の措置を講ず
ること。
イ 人の居住を禁止すること。
ロ 境界に柵又は標識を設ける等の方法によ
つて周辺監視区域に業務上立ち入る者以外
の者の立入りを制限すること。ただし、当
該区域に人が立ち入るおそれのないことが
明らかかな場合は、この限りでない。
(線量等に関する措置)
- 第十五条 法第五十一条の十六第二項の規定によ
り、第二種廃棄物埋設事業者は、放射線業務従
事者の線量等に関し、次の各号に掲げる措置を
採らなければならない。
一 放射線業務従事者の線量が原子力規制委員
会の定める線量限度を超えないようにするこ
と。
二 放射線業務従事者の呼吸する空気中の放射
性物質の濃度が原子力規制委員会の定める濃
度限度を超えないようにすること。

- 2 前項の規定にかかわらず、廃棄物埋設施設に
災害が発生し、又は発生するおそれがある場合
その他の緊急やむを得ない場合においては、放
射線業務従事者(女子については、妊娠不能と
診断された者及び妊娠の意思のない旨を第二種
廃棄物埋設事業者が書面で申し出た者に限る)
をその線量が原子力規制委員会の定める線量限
度を超えない範囲内において緊急作業が必要と
認められる期間、緊急作業に従事させることが
できる。
- 3 前項の規定により緊急作業に従事させること
ができる放射線業務従事者は、次に掲げる要件
のいずれにも該当する者でなければならない。
一 緊急作業時の放射線の生体と与える影響及
び放射線防護措置について教育を受けた上
で、緊急作業に従事する意思がある旨を第二
種廃棄物埋設事業者が書面で申し出た者であ
ること。
二 緊急作業についての訓練を受けた者である
こと。
三 原子力規制委員会が定める場合にあつて
は、原子力災害対策特別措置法(平成十一年
法律第百五十六号)第八条第三項に規定する
原子力防災要員、同法第九条第三項に規定す
る原子力防災管理者又は同条第三項に規定す
る副原子力防災管理者であること。
(廃棄物埋設施設の施設管理)
- 第十六条 法第五十一条の十六第二項の規定によ
り、第二種廃棄物埋設事業者は、廃棄物埋設施
設の保全のために行う設計、工事、巡視、点
検、検査その他の施設の管理(以下「施設管
理」という。)に関し、次に掲げる措置を講じ
なければならない。
一 廃棄物埋設施設が法第五十一条の二第一項
又は第五十一条の五第一項の許可を受けたと
ころによるものであり、かつ、第六条の技術
上の基準に適合する性能を有するよう、これ
を設置し、及び維持するため、施設管理に関
する方針(以下この条において「施設管理方
針」という。)を定めること。ただし、法第
五十一条の二十五第二項の認可を受けた場合
は、この限りでない。
二 前号の規定により定められた施設管理方針
に従つて達成すべき施設管理の目標(廃棄物
埋設施設について定量的に定める目標を含む。
以下この条において「施設管理目標」とい
う。)を定めること。

三 施設管理目標を達成するため、次の事項を定めた施設管理の実施に関する計画（以下この条において「施設管理実施計画」という。）を策定し、当該計画に従って施設管理を実施すること。

イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。

ロ 廃棄物埋設施設の設計及び工事に関すること。

ハ 廃棄物埋設施設の巡視（廃棄物埋設施設の保全のために実施するものに限る。）に関すること。

ニ 廃棄物埋設施設の点検、検査等（以下この号において「点検等」という。）の方法、実施頻度及び時期（廃棄物埋設施設の操作中及び操作停止中の区別を含む（法第五十一条の二十五第二項の認可を受けたものを除く。））に関すること。

ホ 廃棄物埋設施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。

ヘ 廃棄物埋設施設の設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法に関すること。

ト への確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（品質管理基準規則第二条第二項第七号に規定する未然防止処置を含む。）に関すること。

チ 廃棄物埋設施設の施設管理に関する記録に関すること。

四 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画を、それぞれ次に掲げる期間ごとに評価すること。

イ 施設管理方針及び施設管理目標にあつては、一定期間

ロ 施設管理実施計画にあつては、前号イに規定する期間

五 前号の評価を実施する都度、速やかに、その結果を施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画に反映すること。

六 廃棄物埋設施設の操作を相当期間停止する場合その他廃棄物埋設施設がその施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、当該廃棄物埋設施設の状態に応じて、前各号に掲げる措置について特別な措置を講ずること。

（廃棄物埋設地の保全）

第十七条 法第五十一条の十六第二項の規定により、第二種廃棄物埋設事業者は、中深度処分に

係る廃棄物埋設地の保全に関し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 廃棄物埋設地の外への放射性物質の漏えいを監視し、異常な漏えいがあったと認められる場合又は異常な漏えいの徴候が認められた場合には廃棄物埋設地の設備の修復その他の放射性物質の異常な漏えいを防止し、又は低減するために必要な措置を講ずること。

二 坑道の入口には、次に掲げる事項を表示する立札その他の設備を設置し、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書換えその他必要な措置を講ずること。

イ 放射性廃棄物の種類

ロ 埋設を開始した日及び埋設を終了した日

ハ 保安のための注意事項

法第五十一条の十六第二項の規定により、第二種廃棄物埋設事業者は、ピット処分又はトレンチ処分に係る廃棄物埋設地の保全に関し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 廃棄物埋設地の外への放射性物質の漏えいを監視し、異常な漏えいがあったと認められる場合には速やかに廃棄物埋設地の設備の修復その他の放射性物質の異常な漏えいを防止するために必要な措置を講ずること。

二 埋設保全区域を定め、当該埋設保全区域については、標識を設ける等の方法によつて明らかに他の場所と区別し、かつ、廃棄物埋設地の現状を保全するための措置（前号の措置を除く。）を講ずること。

三 廃棄物埋設地には、次に掲げる事項を表示する立札その他の設備を設置し、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書換えその他必要な措置を講ずること。

イ 放射性廃棄物の種類

ロ 埋設を開始した日及び埋設を終了した日

ハ 保安のための注意事項

三 項の認可を受けた廃棄物埋設施設については適用しない。

（設計想定事象に係る廃棄物埋設施設の保全に関する措置）

第十七条の二 法第五十一条の十六第二項の規定により、第二種廃棄物埋設事業者は、設計想定事象に関して、法第五十一条の二第一項又は第五十一条の五第一項の許可を受けたところ（法

第五十一条の二十五第二項の認可を受けたものにあつては、当該認可を受けたところ）により、次に掲げる廃棄物埋設施設の保全に関する措置を講じなければならない。

一 設計想定事象に係る廃棄物埋設施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画（廃棄物埋設施設を設置した事業所における火災に係る次に掲げる事項を含む。）を定めるとともに、当該計画の実行に必要な要員を配置し、当該計画に従つて必要な活動を行わせること。

イ 廃棄物埋設施設を設置した事業所における可燃物の管理に関すること。

ロ 消防吏員への通報に関すること。

ハ 消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。

二 設計想定事象の発生時における廃棄物埋設施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練を定期に実施すること。

三 設計想定事象の発生時における廃棄物埋設施設に必要な機能を維持するための活動を行うために必要な照明器具、無線機器その他の資機材を備え付けること。

四 前三号に掲げるもののほか、設計想定事象の発生時における廃棄物埋設施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。

（事業所において行われる運搬）

第十八条 法第五十一条の十六第二項の規定により、第二種廃棄物埋設事業者は、廃棄物埋設施設を設置した事業所において行われる核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。

一 核燃料物質等を運搬する場合は、これを容器に封入すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

イ 核燃料物質によつて汚染された物（その放射性濃度が原子力規制委員会の定める限度を超えないものに限る。）であつて放射性物質の飛散又は漏えいの防止その他の原子力規制委員会の定める放射線障害防止のための措置を講じたものを運搬する場合

ロ 核燃料物質によつて汚染された物であつて大型機械等容器に封入して運搬すること

が著しく困難なものを原子力規制委員会の承認を受けた放射線障害防止のための措置を講じて運搬する場合

二 前号の容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 当該容器に外接する直方体の各辺が十センチメートル以上となるものであること。

ロ 容易かつ安全に取り扱うことができ、かつ、運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、亀裂、破損等が生ずるおそれがないものであること。

三 核燃料物質等を封入した容器（第一号ただし書の規定により同号イ又はロに規定する核燃料物質によつて汚染された物を容器に封入しないで運搬する場合にあつては、当該核燃料物質によつて汚染された物。以下この条において「運搬物」という。）及びこれを積載し、又は収納した車両その他の核燃料物質等を運搬する機械又は器具（以下この条において「運搬機器」という。）の表面及び表面から一メートルの距離における線量当量率がそれぞれ原子力規制委員会の定める線量当量率を超えないようにし、かつ、運搬物の表面の放射性物質の密度が第十四条第一号ハの表面密度限度の十分の一を超えないようにすること。

四 運搬物の運搬機器への積付けは、運搬中において移動し、転倒し、又は転落するおそれがないように行うこと。

五 核燃料物質等は、同一の運搬機器に原子力規制委員会の定める危険物と混載しないこと。

六 運搬物の運搬経路においては、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。

七 車両により運搬物を運搬する場合は、当該車両を徐行させるとともに、運搬行程が長い場合にあつては、保安のため他の車両を伴走させること。

八 核燃料物質等の取扱いに関し相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のため必要な監督を行わせること。

九 運搬物（コンテナ（運搬途中において運搬する物自体の積替えを要せずに運搬するために作られた運搬機器であつて、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積込み及び取卸しのための装置又は車両に固

定されている）を除く。）を運搬する場合は、当該運搬物の積替えを要せずに運搬するために作られた運搬機器であつて、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積込み及び取卸しのための装置又は車両に固

定するための装置を有するものをいう。）に
収納された運搬物にあつては、当該コンテナ）及びこれらを運搬する車両の適当な箇所に原子力規制委員会の定める標識を取り付けること。

2 前項の場合において、特別の理由により同項
第二号及び第三号に掲げる措置の全部又は一部を講ずることが著しく困難なときは、原子力規制委員会の承認を受けた措置を講ずることをもつて、これらに代えることができる。ただし、当該運搬物の表面における線量当量率が原子力規制委員会の定める線量当量率を超えるときは、この限りでない。

3 第一項第一号から第三号まで及び第六号から
第九号までの規定は、管理区域内において行う運搬については、適用しない。

4 第二種廃棄物埋設事業者は、核燃料物質等の
運搬に関し、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）第三号から第十七条の二まで及び核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号）第三条から第十九条までで規定する運搬の技術上の基準に従つて保安のために必要な措置を講じた場合には、第一項の規定にかかわらず、当該核燃料物質等を廃棄物埋設施設を設置した事業所において運搬することができる。

（事業所において行われる廃棄）

第十九条 法第五十一条の十六第二項の規定により、第二種廃棄物埋設事業者は、廃棄物埋設施設を設置した事業所において行われる放射性廃棄物の廃棄に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、廃棄前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。

一 放射性廃棄物の廃棄は、廃棄及び廃棄に係る放射線防護について必要な知識を有する者の監督の下に行わせるとともに、廃棄に当たつては、廃棄に従事する者に作業衣等を着用させること。

二 放射性廃棄物の廃棄に従事する者以外の者が放射性廃棄物の廃棄作業中に廃棄施設に立ち入る場合には、その廃棄に従事する者の指示に従わせること。

三 気体状の放射性廃棄物は、排気施設によつて排出する方法により廃棄すること。

四 前号の方法により廃棄する場合は、排気施設において、ろ過、放射能の時間による減

衰、多量の空気による希釈等の方法によつて排気中における放射性物質の濃度をできるだけ低下させること。この場合、排気口において又は排気監視設備において排気中の放射性物質の濃度を監視することにより、周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度が原子力規制委員会の定める濃度限度を超えないようにすること。

五 液体状の放射性廃棄物は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

イ 排水施設によつて排出すること。

ロ 放射線障害防止の効果を持った廃液槽に保管廃棄すること。

ハ 容器に封入し、又は容器に固型化して放射線障害防止の効果を持った保管廃棄施設に保管廃棄すること。

ニ 放射線障害防止の効果を持った焼却設備において焼却すること。

ホ 放射線障害防止の効果を持った固型化設備で固型化すること。

ヘ 第六条及び第八条に定める技術上の基準に従つて廃棄物埋設地に埋設すること。

六 前号イの方法により廃棄する場合は、排水施設において、ろ過、蒸発、イオン交換樹脂法等による吸着、放射能の時間による減衰、多量の水による希釈その他の方法によつて排水中における放射性物質の濃度をできるだけ低下させること。この場合、排水口において又は排水監視設備において排水中の放射性物質の濃度を監視することにより、周辺監視区域の外側の境界における水中の放射性物質の濃度が原子力規制委員会の定める濃度限度を超えないようにすること。

七 第五号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を容器に封入するときは、当該容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 水が浸透しにくく、腐食に耐え、及び放射性廃棄物が漏れにくい構造であること。

ロ 亀裂又は破損が生ずるおそれがないものであること。

ハ 容器の蓋が容易に外れないものであること。

八 第五号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を容器に固型化するとき

は、固型化した放射性廃棄物と一体化した容器が放射性廃棄物の飛散又は漏れを防止できるものであること。

九 第五号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を放射線障害防止の効果を持った保管廃棄施設に保管廃棄するときは、次にすること。

イ 放射性廃棄物を容器に封入して保管廃棄するときは、当該容器に亀裂若しくは破損が生じた場合に封入された放射性廃棄物の全部を吸収できる材料で当該容器を包み、又は収容できる受皿を当該容器に設けること等により、汚染の広がりを防止すること。

ロ 放射性廃棄物を封入し、又は固型化した容器には、放射性廃棄物を示す標識を付け、及び当該放射性廃棄物に關して第十三条の規定に基づき記録された内容と照合できるような整理番号を表示すること。

ハ 当該廃棄施設には、その目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示すること。

十 第五号エの方法により廃棄する場合は、地下水監視設備において周辺監視区域の地下水中の放射性物質の濃度を監視することにより、周辺監視区域の外側の境界における水中の放射性物質の濃度が第六号の濃度限度を超えないようにすること。

十一 固体状の放射性廃棄物は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

イ 放射線障害防止の効果を持った焼却設備において焼却すること。

ロ 容器に封入し、又は容器に固型化して放射線障害防止の効果を持った保管廃棄施設に保管廃棄すること。

ハ ロの方法により廃棄することが著しく困難な大型機械等の放射性廃棄物については、放射線障害防止の効果を持った保管廃棄施設に保管廃棄すること。

ニ 第六条及び第八条に定める技術上の基準に従つて廃棄物埋設地に埋設すること。

十二 第七号、第八号及び第九号（同号イを除く。）の規定は、前号ロの方法による廃棄について準用する。

十三 第九号ハの規定は、第十一号ハの方法による廃棄について準用する。

十四 第十号の規定は、第十一号ニの方法による廃棄について準用する。

（廃棄物埋設施設の定期的な評価等）

第十九条の二 法第五十一条の十六第二項の規定により、第二種廃棄物埋設事業者は、その事業

を開始した日以降十年を超えない期間ごとに、廃棄物埋設地について、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 最新の技術的知見を踏まえて、核燃料物質等による放射線の被ばく管理に関する評価を行うこと。

二 前号の評価の結果を踏まえて、廃棄物埋設施設の保全のために必要な措置を講ずること。

2 第二種廃棄物埋設事業者は、前項に規定するほか、放射能の減衰に応じた第二種廃棄物埋設についての保安のために講ずべき措置を変更しようとするとき又は法第五十一条の二十四の二第一項に規定する閉鎖措置計画若しくは法第五十一条の二十五第二項に規定する廃止措置計画を定めようとするときは、廃棄物埋設地について、前項各号に掲げる措置を講じなければならない。

3 前二項の規定は、法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた廃棄物埋設施設については適用しない。

（防護措置）

第十九条の三 法第五十一条の十六第四項の規定により、第二種廃棄物埋設事業者は、次の表の上欄に掲げる特定核燃料物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる措置を採らなければならない。

放射線強度が低い	放射線強度が高い	放射線強度が低い	放射線強度が高い
一 プルトニウム（プルトニウム二三八の同位体濃度が百分の八十を超えるものを除く。以下この表において同じ。）及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、プルトニウムの量が二キログラム以上のもの（第十二号に掲げるものを除く。）	二 ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の二十以上のウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三五の量が五キログラム以上のもの	三 ウラン二二三及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二二三の量が二キログラム以上のもの	四 照射された前号に掲げる物質であつて、その表面から一メートルの距離において、当該物質から放出された放射線が空気に吸

三	照射された第一号に掲げる物質であつて、その表面から一メートルの距離において吸収線量が一グレイ毎時を超えるもの（第十号及び第十三号に掲げるものを除く。）	第三
四	照射されていない次に掲げる物質 イ プルトニウム及びその化合物並びにこれら物質の一又は二以上を含む物質であるつて、プルトニウムの量が五百グラムを超え二キログラム未満のもの（第十二号に掲げるものを除く。）	第四
五	ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の二十以上のウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三五の量が一キログラムを超え五キログラム未満のもの	第五
六	ウラン二三三及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三三の量が五百グラムを超え二キログラム未満のもの	第六
七	照射された前号に掲げる物質であつて、その表面から一メートルの距離において吸収線量が一グレイ毎時以下のも（第十三号に掲げるものを除く。）	第七
八	照射された第四号に掲げる物質であつて、その表面から一メートルの距離において吸収線量が一グレイ毎時を超えるもの（第十号及び第十三号に掲げるものを除く。）	第八
九	照射されていない次に掲げる物質 イ プルトニウム及びその化合物並びにこれら物質の一又は二以上を含む物質であるつて、プルトニウムの量が十五グラムを超え五百グラム以下のもの（第十二号に掲げるものを除く。）	第九

十	照射された第一号、第四号又は第八号に掲げる物質（使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体をガラスにより容器に固型化した物（次号において「ガラス固型体」という。）に含まれるものであつて、その表面から一メートルの距離において吸収線量が一グレイ毎時を超えるものに限る。）	第十
十一	令第三条第三号に規定する特定核燃料物質（ガラス固型体に含まれるものであつて、その表面から一メートルの距離において吸収線量が一グレイ毎時を超えるものに限る。）	第十一
十二	第一号イ、第四号イ又は第八号イに掲げる物質（放射性廃棄物を封入（圧縮して封入する場合に限る。次号及び第十四号において同じ。）し、又は固型化した容器に内包されるものに限る。）	第十二
十三	照射された第一号、第四号又は第八号に掲げる物質（放射性廃棄物を封入し、	第十三

十四	令第三条第三号に規定する特定核燃料物質（放射性廃棄物を封入し、又は固型化した容器に内包されるものに限る。第一号に掲げるものを除く。）	第十四
一	特定核燃料物質の防護のための区域（以下「防護区域」という。）を定め、当該防護区域を鉄筋コンクリート造りの障壁等の堅固な構造の障壁によつて区画し、及び適切かつ十分な監視を行うことができる装置を当該防護区域内に設置すること。	第一
二	防護区域の周辺に、防護区域における特定核燃料物質の防護をより確実に行うための区域（以下「周辺防護区域」という。）を定め、当該周辺防護区域を人が容易に侵入すること防止できる十分な高さ及び構造を有する柵等の障壁によつて区画し、並びに当該障壁の周辺に照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる設備又は装置を設置すること。	第二
三	周辺防護区域の周辺に、人の立入りを制限するための区域（以下「立入制限区域」という。）を定め、当該立入制限区域を人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造を有する柵等の障壁によつて区画し、並びに当該障壁の周辺に標識及びサイレン、拡声機その他の人に警告するための設備又は装置を設置し、並びに照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる設備又は装置を設置すること。	第三
四	見張人、防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域への人の侵入を監視するための装置の有無並びに防護区域における特定核燃料物質の量及び取扱形態に応じ適切な方法により当該防護区域、当該周辺防護区域及び当該立入制限区域を監視させること。	第四
五	防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域への人の立入りについては、次に掲げる措置を講ずること。 イ 業務上防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域に常時立ち入ろうとする者については、当該防護区域、当該周辺防護区域又は当該立入制限区域への立入りの必要性を	第五

六	防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域への業務用の車両以外の車両の立入りを禁止すること。ただし、防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域に立ち入ることが特に必要な車両であつて、特定核燃料物質の防護上支障がないと認められるものについては、この限りでない。	第六
七	防護区域内、周辺防護区域内及び立入制限区域内、それぞれ駐車場を設置し、防護区域内、周辺防護区域内又は立入制限区域内に立ち入る車両は、当該駐車場の外に駐車すること。ただし、当該駐車場の外に駐車することが特に必要な車両であつて、特定核燃料物質の防護上支障がないと認められるものについては、この限りでない。	第七
八	防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域の出入口においては、次に掲げる措置を講ずること。ただし、イ又はロに掲げる点検については、これと同等以上の特定核燃料物質の防護のための措置を講ずる場合は、当該点検を省略することができる。 イ 特定核燃料物質の取扱いに対する妨害行為又は特定核燃料物質が置かれている施設若しくは特定核燃料物質の防護のために必要な設備若しくは装置に対する破壊行為の用に供され得る物品（持込みの必要性が認められるものを除く。）の持込み及び特定核燃料物質（持出しの必要性が認められる	第八
九	確認の上、当該者に当該立入りを認めたことを証明する書面等（以下この項において「証明書等」という。）を発行し、当該立入りの際に当該証明書等を所持させること。 ロ 防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域に立ち入ろうとする者（イに掲げる証明書等を所持する者（以下「常時立入者」という。）を除く。）については、その身分及び当該防護区域、当該周辺防護区域又は当該立入制限区域への立入りの必要性を確認の上、当該者に証明書等を発行し、当該立入りの際に当該証明書等を所持させること。	第九
十	ロに掲げる証明書等を所持する者が防護区域に立ち入る場合は、当該防護区域内において常時立入者を同行させ、当該常時立入者に特定核燃料物質の防護のために必要な監督を行わせること。	第十

ものを除く。)の持出しが行われないように点検を行うこと。

ロ 第五号イ及びロに掲げる証明書等を所持する者が物品を防護区域に持ち込み又は防護区域から持ち出そうとする場合は、当該防護区域の出入口において、イの点検のほか、当該防護区域における特定核燃料物質の量及び取扱形態に応じ、金属を検知することができる装置及び特定核燃料物質を検知することができる装置を用いて点検を行うこと。

ハ 見張人に入出入口を常時監視させること。ただし、出入口に施錠するとともに、人の侵入を検知して表示することができる装置を設置した場合は、当該出入口については、この限りでない。

九 特定核燃料物質の管理については、次に掲げる措置を講ずること。

イ 特定核燃料物質は、防護区域内に置くこと。

ロ 見張人に、人の侵入を監視するための装置を用いる等の方法により特定核燃料物質を常時監視させること。ただし、鉄筋コンクリート造りの施設その他の堅固な構造の施設(以下この号及び第十二号において単に「施設」という。)であつて次に掲げる措置を講じたものの中に置かれていて特定核燃料物質については、この限りでない。

(1) 施設の出入口に施錠するとともに、人の侵入を検知して表示することができる装置を設置すること。

(2) 施設に立ち入ることが特に必要な者であることを確認の上当該施設に立ち入ることを認められた者以外の者の当該施設への立ち入りを禁止すること。

(3) 見張人に、施設への人の侵入を監視するための装置の有無並びに施設における特定核燃料物質の量及び取扱形態に応じ適切な方法により当該施設の周辺を巡視させること。

ハ 特定核燃料物質の取扱いに従事する者に、その取扱いに係る特定核燃料物質又は設備若しくは装置に異常が認められた場合には、直ちに、その旨をあらかじめ指定した者に報告させること。

ニ 特定核燃料物質の取扱いに従事する者に、その日の作業の終了後に、その取扱い

に係る特定核燃料物質並びに設備及び装置について点検を行わせ、当該点検において、当該特定核燃料物質又は設備若しくは装置について異常が認められた場合には直ちにその旨を、異常が認められない場合にはその旨を、あらかじめ指定した者に報告させること。

十 廃棄物埋設施設を設置した事業所内(防護区域内を除く。)において特定核燃料物質を運搬する場合については、次に掲げる措置を講ずること。

イ 特定核燃料物質を収納する容器に施錠及び封印すること。ただし、容易に開封されない構造の容器を用いる等施錠及び封印と同等以上の措置を講じたときは、この限りでない。

ロ 関係機関に運搬の日時及び経路を事前に通知すること。

十一 人の侵入を監視するための装置(以下この号において「監視装置」という。)を設置する場合は、次に掲げるところによること。

イ 監視装置は、人の侵入を確実に検知して速やかに表示する機能を有するものであること。

ロ 監視装置を構成する装置であつて人の侵入を表示するものは、防護区域内若しくは周辺防護区域内又は周辺防護区域の近くであつて見張人が常時監視できる位置に設置すること。

十二 防護区域、周辺防護区域若しくは立入制限区域又は施設の出入口に施錠する場合は、次に掲げる措置を講ずること。

イ 鍵及び錠については、取替え又は構造の変更を行う等複製が困難となるようにすること。

ロ 鍵又は錠について不審な点が認められた場合には、速やかに取替え又は構造の変更を行うこと。

ハ 鍵を管理する者としてあらかじめ指定した者にその鍵を厳重に管理させ、当該者以外の者がその鍵を取り扱うことを禁止すること。ただし、あらかじめその鍵を一時的に取り扱うことを認めた者については、この限りでない。

十三 廃棄物埋設施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムは、電気通信回線を通じて妨害

行為又は破壊行為を受けることがないよう、電気通信回線を通じて当該情報システムに対する外部からのアクセスを遮断すること。

十四 前号の情報システムに対する妨害行為又は破壊行為が行われるおそれがある場合又は行われた場合において迅速かつ確実に対応できるように適切な計画(第二十二条の二第一項において「情報システムセキュリティ計画」という。)を作成すること。

十五 特定核燃料物質の防護のために必要な設備及び装置には、非常用電源設備及び無停電電源装置又はこれと同等以上の機能を有する設備を備え、その機能を常に維持するための措置を講ずること。

十六 特定核燃料物質の防護のために必要な設備及び装置については、点検及び保守を行い、その機能を維持すること。

十七 特定核燃料物質の防護のために必要な連絡に關し、次に掲げる措置を講ずること。

イ 見張人が常時監視を行うための詰所(以下「見張人の詰所」という。)を防護区域内又は周辺防護区域内の鉄筋コンクリート造りの施設その他の堅固な構造の施設内に設置すること。ただし、その周囲に人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造を有する柵等の障壁を設置し、並びに当該障壁の周辺に照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる設備又は装置を設置した鉄筋コンクリート造りの施設その他の堅固な構造の施設内に設置する場合は、この限りでない。

ロ 見張りを行っている見張人と見張人の詰所との間における連絡を容易に傍受できない方法により迅速かつ確実に行うことができるようにすること。

ハ 防護区域内、周辺防護区域内及び立入制限区域内に連絡のための設備を設置し、見張人の詰所への連絡を容易に傍受できない方法により迅速かつ確実に行うことができるようにすること。

ニ 見張人の詰所から関係機関への連絡は、定期的に、容易に傍受できない方法による二以上の連絡手段により迅速かつ確実に行うことができるようにすること。

ホ 見張人の詰所に第五号ロに規定する証明書等を所持する者が立ち入る場合は、常時

立入者を同行させ、当該常時立入者に特定核燃料物質の防護のために必要な監督を行わせること。

十八 地震、火災その他の災害により見張人の詰所が使用できない場合に備えて、次に掲げる措置を講ずること。

イ 見張人が常時監視できる装置を備えた監視所(以下「監視所」という。)を設置すること。

ロ 見張りを行っている見張人と監視所との間における連絡を容易に傍受できない方法により迅速かつ確実に行うことができるようにすること。

ハ 防護区域内、周辺防護区域内及び立入制限区域内に連絡のための設備を設置し、監視所への連絡を容易に傍受できない方法により迅速かつ確実に行うことができるようにすること。

ニ 監視所から関係機関への連絡は、定期的に、容易に傍受できない方法による二以上の連絡手段により迅速かつ確実に行うことができるようにすること。

ホ 監視所に第五号ロに規定する証明書等を所持する者が立ち入る場合は、常時立入者を同行させ、当該常時立入者に特定核燃料物質の防護のために必要な監督を行わせること。

十九 従業者に対し、その職務の内容に応じた特定核燃料物質の防護のために必要な教育及び訓練を行うこと。

二十 特定核燃料物質の防護のために必要な体制を整備すること。

二十一 特定核燃料物質の盗取、特定核燃料物質の取扱いに対する妨害行為若しくは特定核燃料物質が置かれていて施設若しくは特定核燃料物質の防護のために必要な設備若しくは装置に対する破壊行為(以下「妨害破壊行為等」という。)が行われるおそれがあり、又は行われた場合において迅速かつ確実に対応できるように適切な計画(以下「緊急時対応計画」という。)を作成すること。

二十二 特定核燃料物質の防護のために必要な措置に関する詳細な事項は、当該事項を知る必要があると認められる者以外の者に知られることがないよう管理すること。この場合において、次に掲げる特定核燃料物質の防護に関する秘密については、秘密の範囲及び業務

五 特定核燃料物質の防護に関する関係機関への連絡は、二以上の連絡手段により迅速かつ確実に行うことができるようにすること。

(保安規定)

第二十條

法第五十一條の十八第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする事業所ごとに、次の各号に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。
- 二 品質マネジメントシステムに関すること（品質管理基準規則第五條第四号に規定する手順書等（次項第二号及び第三号において単に「手順書等」という。）の保安規定上の位置付けに関するものを含む。）。
- 三 廃棄物埋設施設の管理を行う者の職務及び組織に関すること（次号に掲げるものを除く。）。
- 四 廃棄物取扱主任者の職務の範囲及びその内容並びに廃棄物取扱主任者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関すること。
- 五 廃棄物埋設施設の操作及び管理を行う者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの
 - イ 保安教育の実施方針（実施計画の策定を含む。）に関すること。
 - ロ 保安教育の内容に関することであつて次に掲げるもの
- （一）関係法令及び保安規定の遵守に関すること。
- （二）廃棄物埋設施設の構造、性能及び操作に関すること。
- （三）放射線管理に関すること。
- （四）核燃料物質等の取扱いに関すること。
- （五）非常の場合に講ずべき処置に関すること。
- ハ その他廃棄物埋設施設に係る保安教育に關し必要な事項
- 六 放射能の減衰に応じた第二種廃棄物埋設に關する保安のために講ずべき措置に関すること。
- 七 管理区域、周辺監視区域及び埋設保全区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関すること。

八 排気監視設備及び排水監視設備に関すること。

九 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によつて汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関すること。

十 第十九條の二の規定による廃棄物埋設施設の定期的な評価等に必要な情報を把握するための廃棄物埋設地及びその周辺の状況の監視（前号に掲げるものを除く。）に関すること。

十一 放射線測定器の管理及び放射線測定の方法に関すること。

十二 放射性廃棄物の受入れの基準に関すること。

十三 放射性廃棄物の受入れ（前号に掲げるものを除く）、運搬、廃棄その他の取扱い（事業所の外において行う場合を含む。）に関すること。

十四 非常の場合に講ずべき処置に関すること。

十五 設計想定事象に係る廃棄物埋設施設の保全に関する措置に関すること。

十六 廃棄物埋設施設に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第二十二條の十七各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関すること。

十七 廃棄物埋設施設の施設管理に関すること。

十八 廃棄物埋設施設の定期的な評価等に関すること。

十九 保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の第一種廃棄物埋設事業者及び他の第二種廃棄物埋設事業者との共有に関すること。

二十 不適合（品質管理基準規則第二條第二項第二号に規定するものをいう。以下この号及び次項第十八号において同じ。）が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。

二十一 その他廃棄物埋設施設に係る保安に關し必要な事項

法第五十一條の二十四の二第一項又は法第五十一條の二十五第二項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする閉鎖措置計画に定められている閉鎖措

置又は廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第五十一條の十八第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

一 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。

二 品質マネジメントシステムに関すること（手順書等の保安規定上の位置付けに関するものを含む。）。

三 閉鎖措置又は廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関すること（手順書等の保安規定上の位置付けに関するものを含む。）。

四 閉鎖措置又は廃止措置を行う者の職務及び組織に関すること（次号に掲げるものを除く。）。

五 廃棄物取扱主任者の職務の範囲及びその内容並びに廃棄物取扱主任者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関すること。

六 閉鎖措置又は廃止措置を行う者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの

イ 保安教育の実施方針（実施計画の策定を含む。）に関すること。

ロ 保安教育の内容に関することであつて次に掲げるもの

（一）関係法令及び保安規定の遵守に関すること。

（二）廃棄物埋設施設の構造及び性能に関すること。

（三）廃棄物埋設地の附属施設の廃止措置に関すること。

（四）放射線管理に関すること。

（五）核燃料物質等の取扱いに関すること。

（六）非常の場合に講ずべき処置に関すること。

ハ その他廃棄物埋設施設に係る保安教育に關し必要な事項

七 管理区域、周辺監視区域及び埋設保全区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関すること。

八 排気監視設備及び排水監視設備に関すること。

九 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によつて汚染された物の表面の放射

性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関すること。

十 放射線測定器の管理及び放射線測定の方法に関すること。

十一 放射性廃棄物の運搬、廃棄その他の取扱い（事業所の外において行う場合を含む。）に関すること。

十二 非常の場合に講ずべき処置に関すること。

十三 設計想定事象に係る廃棄物埋設施設の保全に関する措置に関すること。

十四 廃棄物埋設施設に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第二十二條の十七各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関すること。

十五 閉鎖措置又は廃止措置に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第二十二條の十七各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関すること。

十六 廃棄物埋設施設の施設管理に関すること。

十七 保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の第一種廃棄物埋設事業者及び他の第二種廃棄物埋設事業者との共有に関すること。

十八 不適合が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。

十九 閉鎖措置又は廃止措置の管理に関すること。

二十 その他廃棄物埋設施設、閉鎖措置又は廃止措置に係る保安に關し必要な事項

法第五十一條の十八第一項の規定により認可又は変更の認可を受けた保安規定について第一項第六号に掲げる事項の変更の認可を受けようとする者は、第一項の申請書に第十九條の二の規定による廃棄物埋設施設の定期的な評価等の結果に関する説明書を添えて提出しなければならない。

四 第二項の場合において第一項本文の規定を準用する。

五 第一項（前項において準用する場合を含む。）の申請書の提出部数は、正本一通とする。

の申請書の提出部数は、正本一通とする。

(廃棄物埋設地の譲受けの許可の申請)
第二十一条 令第三十七条の譲受けの許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。

一 令第三十七条第四号の廃棄する核燃料物質等の性状及び量については、第二種廃棄物埋設を行う放射性廃棄物の種類及び数量、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの最大放射能濃度、総放射能量及び区画別放射能量並びに当該放射性廃棄物に有する廃棄物埋設地の外への放射性物質の漏出を防止し、又は低減する性能(廃棄物埋設地の外への放射性物質の漏出に関する評価を行うために必要な場合に限る。)を記載すること。

二 令第三十七条第五号の廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備並びに廃棄の方法については、第二条第一項第二号及び第三号に掲げる区分によって記載すること。

三 令第三十七条第六号の変更予定時期については、放射能の減衰に応じて行う周辺監視区域又は第十七条第一項若しくは第二項に規定する措置の変更又は廃止について、それぞれその時期を記載すること。

四 令第三十七条第七号の廃棄物埋設施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項については、保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項を記載すること。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 次の事項を記載した事業計画書

イ 第二種廃棄物埋設の事業の開始の予定時期

ロ 第二種廃棄物埋設の事業の開始の日を含む事業年度以後の毎事業年度の放射性廃棄物の受入計画及び予定埋設数量

ハ 資金計画及び事業の収支見積り

ニ その他第二種廃棄物埋設の事業に関する経理的基礎を有することを明らかにする事項

三 次の事項を記載した第二種廃棄物埋設に関する技術的能力に関する説明書

イ 特許権その他の技術に関する権利若しくは特別の技術による第二種廃棄物埋設の方法又はこれらに準ずるものの概要

ロ 主たる技術者の履歴

ハ その他第二種廃棄物埋設に関する技術的能力に関する事項

三 廃棄物埋設施設の安全設計に関する説明書(主要な設備の配置図を含む。)

四 核燃料物質等のによる放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄に関する説明書

五 廃棄物埋設施設に係る設備の操作上の過失、機械又は装置の故障、火災、爆発、電源喪失等があつた場合に発生することが想定される異常の種類、程度、影響等に関する説明書

六 廃棄物埋設施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

七 現に事業を行つている場合にあつては、その事業の概要に関する説明書

八 法人にあつては、定款、役員の氏名及び履歴、登記事項証明書並びに最近の財産目録、貸借対照表及び損益計算書

3 第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

(廃棄物取扱主任者の選任等)

第二十二条 法第五十一条の二十第一項の規定による廃棄物取扱主任者の選任は、事業所ごとに行うものとする。

2 法第五十一条の二十第一項の原子力規制委員会規則で定める資格は、法第二十二条の三第一項の核燃料取扱主任者免状又は法第四十一条第一項の原子炉主任技術者免状を有することとする。

3 法第五十一条の二十第二項の規定による届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

(核物質防護規定)

第二十三条 法第五十一条の二十三第一項の規定による核物質防護規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする事業所ごとに、次の各号に掲げる事項について核物質防護規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 関係法令及び核物質防護規定の遵守のための体制(経営責任者の関与を含む。)に関すること。

二 核セキュリティ文化を醸成するための体制(経営責任者の関与を含む。)に関すること。

三 特定核燃料物質の防護に関する業務に従事する者の職務及び組織に関すること。

四 防護区域(第十九条の三第一項の表第一号又は第二号の特定核燃料物質を取り扱う事業所にあつては、防護区域及び周辺防護区域。次号において同じ。)及び立入制限区域の設定並びに巡視及び監視に関すること。

五 防護区域及び立入制限区域に係る出入管理に関すること。

六 特定核燃料物質の管理に関すること。

七 特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の機能を常に維持するための措置に関すること。

八 情報システムセキュリティ計画に関すること。

九 特定核燃料物質の防護のために必要な設備及び装置の整備及び点検に関すること。

十 非常の場合の対応に関すること。

十一 連絡体制の整備に関すること。

十二 特定核燃料物質の防護のために必要な措置に関する詳細な事項に係る情報の管理に関すること。

十三 特定核燃料物質の防護のために必要な教育及び訓練に関すること。

十四 廃棄物埋設施設に係る緊急時対応計画に関すること。

十五 妨害破壊行為等の脅威に対応するために講ずる措置に関すること(第十九条の三第二項第二十四号(同条第三項及び第四項で準用する場合を含む。))に該当するものに限る。

十六 特定核燃料物質の防護のために必要な措置の定期的な評価及び改善に関すること。

十七 廃棄物埋設施設に係る特定核燃料物質の防護(核物質防護規定の遵守状況を含む。)に関する記録に関すること。

十八 その他廃棄物埋設施設に係る特定核燃料物質の防護に関し必要な事項

2 前項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通(廃棄物埋設施設のうち令第六十三条第一項の表第四号の原子力規制委員会が告示で定めるものに係る申請をする場合には、正本一通及び写し二通)とする。

第二十三条の三 削除

(核物質防護管理者の選任等)

第二十四条 法第五十一条の二十四第一項の規定による核物質防護管理者の選任は事業所ごとに行うものとする。

2 法第五十一条の二十四第二項において準用する法第十二条の三第二項の規定による届出に係る書類の提出部数は、正本及び写し各一通(廃棄物埋設施設のうち令第六十四条の表第八号の原子力規制委員会が告示で定めるものに係る届出をする場合には、正本一通及び写し二通)とする。

(核物質防護管理者の要件)

第二十五条 法第五十一条の二十四第一項の原子力規制委員会規則で定める要件は、次の各号に掲げるものとする。

一 廃棄物埋設施設を設置した事業所において特定核燃料物質の防護に関する業務を統一的に管理することができると地位にあること。

二 特定核燃料物質の取扱いにに関する一般的な知識を有すること。

三 特定核燃料物質の防護に関する業務に管理的地位にある者として一年以上従事した経験を有すること又はこれと同等以上の知識及び経験を有していると原子力規制委員会が認めたこと。

(原子力規制委員会規則で定める放射性物質の種類等)

第二十六条 法第五十一条の二十四の二第一項の原子力規制委員会規則で定める放射性物質は別表第一の上欄に掲げる放射性物質とし、同項の人の健康に影響を及ぼすおそれがあるものとして原子力規制委員会規則で定める基準は同欄に掲げる放射性物質の種類に同じ、それぞれ同表の下欄に掲げる放射能濃度とする。

(閉鎖措置として行うべき事項)

第二十七条 法第五十一条の二十四の二第一項の原子力規制委員会規則で定める閉鎖措置は、坑道の埋戻し、坑口の閉塞並びに地下に設置した廃棄物埋設地の附属施設の解体及び撤去とする。

(閉鎖措置計画の認可の申請)

第二十八条 法第五十一条の二十四の二第一項の規定により閉鎖措置計画について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について閉鎖措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 事業所の名称及び所在地

三 閉鎖措置の対象とする坑道

四 坑道の埋戻し

五 坑口の閉塞

六 地下に設置した廃棄物埋設地の附属施設の解体及び撤去

七 閉鎖措置の工程

- 八 閉鎖措置期間中の第十七条第一項第一号に規定する廃棄物埋設地の保全に関する措置の方法
- 九 閉鎖措置に係る品質マネジメントシステム
- 二 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。
- 一 地下水の水位その他の廃棄物埋設地及びその周囲の状況に関する説明書
- 二 閉鎖措置の対象とする坑道の図面及び閉鎖措置に係る工事作業区域図
- 三 閉鎖措置の開始から廃止措置の開始までの間の第十七条第一項第一号に規定する廃棄物埋設地の保全に関する措置の方法に関する説明書
- 四 第十七条第一項第一号に規定する廃棄物埋設地の保全に関する措置の実施状況に関する説明書
- 五 第十九条の二の規定による廃棄物埋設施設の定期的な評価等の結果に関する説明書
- 六 閉鎖措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書
- 七 閉鎖措置中の過失、機械又は装置の故障、浸水、地震、火災等があつた場合に発生することが想定される異常の種類、程度、影響等に関する説明書
- 八 閉鎖措置に要する費用の見積り及びその資金の調達計画に関する説明書
- 九 閉鎖措置の実施体制に関する説明書
- 十 閉鎖措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書
- 十一 前各号に掲げるもののほか、原子力規制委員会が必要と認める書類又は図面
- 三 第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。
- （閉鎖措置計画の変更の認可の申請）
- 第二十二條の五の五 法第五十一條の二十四の二第三項において読み替えて準用する法第十二條の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 事業所の名称及び所在地
- 三 変更に係る前条第一項第三号から第七号までに掲げる事項
- 四 変更の理由
- 二 前項の申請書には、前条第一項第三号から第七号までに掲げる事項の変更に伴う前条第二項

- 各号に掲げる書類又は図面の変更について、説明した資料を添付しなければならない。
- 三 第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。
- （閉鎖措置計画に係る軽微な変更）
- 第二十二條の五の六 法第五十一條の二十四の二第三項において準用する法第十二條の六第三項ただし書に規定する原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、閉鎖措置の実施に伴う災害の防止上支障のない変更とする。
- 二 法第五十一條の二十四の二第二項の規定による認可を受けた者は、前項の変更をしたときは、その変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。
- （閉鎖措置計画の認可の基準）
- 第二十二條の五の七 法第五十一條の二十四の二第三項において読み替えて準用する法第十二條の六第四項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。
- 一 閉鎖措置期間中の第十七条第一項第一号に規定する廃棄物埋設地の保全に関する措置の方法が適切なものであること。
- 二 閉鎖措置の方法が、閉鎖措置の終了から廃止措置の開始までの間に廃棄物埋設地の外への放射性物質の異常な漏えいがあつた場合において当該漏えいを著しく拡大させるおそれがないものであること。
- （坑道の閉鎖の工程）
- 第二十二條の五の八 法第五十一條の二十四の二第二項に規定する原子力規制委員会規則で定める坑道の閉鎖の工程は、同条第一項の認可又は同条第三項において読み替えて準用する法第十二條の六第三項の認可に係る申請書に記載された閉鎖措置の工程とする。
- （閉鎖措置の確認の申請）
- 第二十二條の五の九 法第五十一條の二十四の二第二項の規定により、坑道の閉鎖の工程ごとに原子力規制委員会が行う確認を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 事業所の名称及び所在地
- 三 閉鎖措置の対象とする坑道
- 四 坑道の埋戻しの実施状況

- 五 坑口の閉塞の実施状況
- 六 地下に設置した廃棄物埋設地の附属施設の解体及び撤去の実施状況
- 七 確認の対象とする坑道の閉鎖の工程
- 二 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。
- 一 当該申請に係る坑道の閉鎖の工程の終了後における地下水の水位その他の廃棄物埋設地及びその周囲の状況
- 二 前号に掲げる事項のほか、原子力規制委員会が必要と認める事項
- 三 第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。
- （閉鎖措置確認証）
- 第二十二條の五の十 原子力規制委員会は、原子力規制検査により、前条第一項の規定による申請に係る閉鎖措置が法第五十一條の二十四の二第一項の認可を受けた閉鎖措置計画（同条第三項において読み替えて準用する法第十二條の六第三項又は第五項の規定による認可又は届出があつたときは、その変更後のもの）に従つて行われていることについて確認をしたときは、閉鎖措置確認証を交付する。
- （廃止措置として行うべき事項）
- 第二十二條の六 法第五十一條の二十四の三第一項の原子力規制委員会規則で定める廃止措置は、廃棄物埋設地の附属施設の解体、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質等の廃棄、第十三条第一項に規定する放射線管理記録の同条第五項の原子力規制委員会が指定する機関への引渡し及び廃棄物埋設地の所在等を示す措置の実施とする。
- （廃止措置実施方針に定める事項）
- 第二十二條の六の二 法第五十一條の二十四の三第一項の廃止措置実施方針には、次に掲げる事項を定めなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 事業所の名称及び所在地
- 三 廃止措置の対象となることが見込まれる廃棄物埋設地の附属施設及びその敷地
- 四 前号の施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法
- 五 廃止措置に係る核燃料物質による汚染の除去（核燃料物質による汚染の分布とその評価方法を含む）
- 六 廃止措置において廃棄する核燃料物質等の発生量の見込み及びその廃棄

- 七 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理
- 八 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、火災、爆発、電源喪失等があつた場合に発生することが想定される異常の種類、程度、影響等
- 九 廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達の方法
- 十 廃止措置の実施体制
- 十一 廃止措置に係る品質マネジメントシステム
- 十二 廃止措置の工程
- 十三 廃止措置実施方針の変更の記録（作成若しくは変更又は第二十二條の六の四の規定に基づく見直しを行った日付、変更の内容及びその理由を含む）
- （廃止措置実施方針の公表）
- 第二十二條の六の三 法第五十一條の二十四の三第一項及び第三項の規定による公表は、廃止措置実施方針の作成又は変更を行った後、遅滞なく、インターネットの利用により行うものとする。
- （廃止措置実施方針の見直し）
- 第二十二條の六の四 第二種廃棄物埋設事業者は、少なくとも五年ごとに、廃止措置実施方針の見直しを行い、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
- （廃止措置計画の認可の申請）
- 第二十二條の七 法第五十一條の二十五第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 事業所の名称及び所在地
- 三 廃止措置対象附属施設及びその敷地
- 四 廃止措置対象附属施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法（中深度処分に係る監視測定設備にあつては、その撤去の方法を含む）
- 五 核燃料物質による汚染の除去
- 六 核燃料物質等の廃棄
- 七 廃止措置の工程
- 八 中深度処分に係る廃棄物埋設地の所在を示す標識の設置の方法
- 九 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。 一 全ての坑道の閉鎖が終了していることを明らかにする資料 二 法第五十一条の二第三項第五号に規定する措置を実施する期間が経過していることを明らかにする資料 三 廃止措置対象附属施設の敷地に係る図面及び廃止措置に係る工事作業区域図 四 第十七条第一項第一号又は第二項第一号に規定する廃棄物埋設地の保全に関する措置の実施状況に関する説明書 五 第十九条の二の規定による廃棄物埋設施設の定期的な評価等の結果に関する説明書 六 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書 七 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、火災、爆発、電源喪失等があつた場合に発生することが想定される異常の種類、程度、影響等に関する説明書 八 廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達計画に関する説明書 九 廃止措置の実施体制に関する説明書 十 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 十一 廃棄物埋設地の所在等を示す措置に関する説明書 十二 前各号に掲げるもののほか、原子力規制委員会が必要と認める書類又は図面 3 第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。 (廃止措置計画の変更の認可の申請) 第二十二條の八 法第五十一条の二十五第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二 事業所の名称及び所在地 三 変更に係る前条第一項第三号から第九号までに掲げる事項 四 変更の理由 2 前項の申請書には前条第一項第三号から第九号までに掲げる事項の変更に伴う前条第二項各号に掲げる書類又は図面の変更について、説明した資料を添付しなければならない。	3 第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。 (廃止措置計画に係る軽微な変更) 第二十二條の九 法第五十一条の二十五第三項において準用する法第十二条の六第三項ただし書に規定する原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、廃止措置の実施に伴う災害の防止上支障のない変更とする。 2 法第五十一条の二十五第二項の規定による認可を受けた者は、前項の変更をしたときは、その変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。 (廃止措置計画の認可の基準) 第二十二條の十 法第五十一条の二十五第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第四項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。 一 全ての坑道の閉鎖が終了していること。 二 法第五十一条の二第三項第五号に規定する措置を実施する期間が経過していること。 三 第十七条第一項又は第二項に規定する措置を必要としない状況にあること。 四 中深度処分に係る廃棄物埋設地の所在を示す標識の設置の方法が適切なものであること。 五 核燃料物質等の管理、処理及び廃棄が適切なものであること。 六 前号に掲げるもののほか、廃止措置の実施が核燃料物質等による災害の防止上適切なものであること。 (廃止措置の終了の確認の申請) 第二十二條の十一 法第五十一条の二十五第三項において準用する法第十二条の六第八項の規定により、廃止措置の終了の確認を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二 事業所の名称及び所在地 三 廃止措置対象附属施設の解体及び撤去の実施状況 四 核燃料物質による汚染の除去の実施状況 五 核燃料物質等の廃棄の実施状況 2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。 一 核燃料物質による汚染の分布状況	二 前号に掲げる事項のほか、原子力規制委員会が必要と認める事項 3 第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。 (廃止措置の終了確認の基準) 第二十二條の十二 法第五十一条の二十五第三項において準用する法第十二条の六第八項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。 一 廃止措置対象附属施設の敷地に係る土壌及び当該敷地に残存する施設の状態(中深度処分に係る監視測定設備にあつては、撤去後の状況を含む。)が放射線による障害の防止の措置を必要としないものであること。 二 核燃料物質等の廃棄が終了していること。 三 第十三条第一項に規定する放射線管理記録の同条第五項の原子力規制委員会が指定する機関への引渡し完了していること。 四 廃棄物埋設地の所在等を示す措置が講じられていること。 (廃止措置終了確認証) 第二十二條の十三 原子力規制委員会は、原子力規制検査により、廃止措置の結果が前条各号のいずれにも適合していることについて確認をしたときは、廃止措置終了確認証を交付する。 (旧廃棄事業者等の廃止措置計画の認可の申請) 第二十二條の十四 法第五十一条の二十六第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二 事業所の名称及び所在地 三 廃止措置対象附属施設及びその敷地 四 廃止措置対象附属施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法(中深度処分に係る監視測定設備にあつては、その撤去の方法を含む。) 五 核燃料物質による汚染の除去 六 核燃料物質等の廃棄 七 廃止措置の工程 八 中深度処分に係る廃棄物埋設地の所在を示す標識の設置の方法 九 廃止措置に係る品質マネジメントシステム	2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。 一 全ての坑道の閉鎖が終了していることを明らかにする資料 二 法第五十一条の二第三項第五号に規定する措置を実施する期間が経過していること又は旧廃棄事業者等に係る廃棄物埋設地を廃止措置計画の認可の申請を行うまでの間に他の第二種廃棄物埋設事業者に譲り渡していることを明らかにする資料 三 廃止措置対象附属施設の敷地に係る図面及び廃止措置に係る工事作業区域図 四 第十七条第一項第一号又は第二項第一号に規定する廃棄物埋設地の保全に関する措置の実施状況に関する説明書 五 第十九条の二の規定による廃棄物埋設施設の定期的な評価等の結果に関する説明書 六 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書 七 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、火災、爆発、電源喪失等があつた場合に発生することが想定される異常の種類、程度、影響等に関する説明書 八 廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達計画に関する説明書 九 廃止措置の実施体制に関する説明書 十 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 十一 廃棄物埋設地の所在等を示す措置に関する説明書 十二 前各号に掲げるもののほか、原子力規制委員会が必要と認める書類又は図面 3 第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。 (旧廃棄事業者等の廃止措置計画の提出期限) 第二十二條の十五 法第五十一条の二十六第四項に規定する原子力規制委員会規則で定める期間は、六月とする。 (旧廃棄事業者等の廃止措置計画の変更の認可の申請) 第二十二條の十六 法第五十一条の二十六第四項において準用する法第十二条の七第四項の認可を受けようとする者は、第二十二條の八の規定の例により申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 (旧廃棄事業者等の廃止措置計画の軽微な変更) 第二十二條の十七 法第五十一条の二十六第四項において準用する法第十二条の七第四項ただし
--	---	---	---

書に規定する原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、廃止措置の実施に伴う災害の防止上支障のない変更とする。

2 法第五十一条の二十六第二項の規定による認可を受けた者は、前項の変更をしたときは、その変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

(指定廃棄物埋設区域に関し記録すべき事項)

第二十二條の十六の二 法第五十一条の二十八第一項(法第五十一条の二十六第四項において準用する場合を含む。)の原子力規制委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 廃棄物埋設地の位置に関する事項

二 廃棄した放射性廃棄物の性状及び量に関する事項

三 第十九条の二の規定による廃棄物埋設施設の定期的な評価等の結果(法第五十一条の二十五第二項に規定する廃止措置計画を定めようとするときに講じたものに限り。)

四 その他原子力規制委員会が必要と認める事項

(指定に関する規定の準用)

第二十二條の十六の三 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和五十三年通商産業省令第七十七号)第百二十七条から第百三十三条までの規定は、第十三条第五項の指定について準用する。

(事故故障等の報告)

第二十二條の十七 法第六十二条の三の規定により、第二種廃棄物埋設事業者(旧廃棄事業者等を含む。次条及び第二十七条において同じ。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を遅滞なく、原子力規制委員会に報告しなければならない。

一 核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき。

二 廃棄物埋設施設の故障があつた場合において、当該故障に係る修理のため特別の措置を必要とする場合であつて、第二種廃棄物埋設に支障を及ぼしたとき。

三 廃棄物埋設施設の故障により、限定された区域からの核燃料物質等の漏出を防止する機能、外部放射線による放射線障害を防止するための放射線の遮蔽機能若しくは廃棄物埋設施設における火災若しくは爆発の防止の機能を喪失し、又は喪失するおそれがあつたことにより、第二種廃棄物埋設に支障を及ぼしたとき。

四 廃棄物埋設施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、気体状の放射性廃棄物の排気施設による排出の状況に異状が認められたとき又は液体状の放射性廃棄物の排水施設による排出の状況に異状が認められたとき。

五 気体状の放射性廃棄物を排気施設によつて排出した場合において、周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度が第十九条第四号の濃度限度を超えたとき。

六 周辺監視区域の外側の境界における水中の放射性物質の濃度が第十九条第六号の濃度限度を超えたとき。

七 核燃料物質等が管理区域外で漏えいしたとき。

八 廃棄物埋設施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、核燃料物質等が管理区域内で漏えいしたとき。ただし、次のいずれかに該当するとき(漏えいに係る場所について人の立入制限、鍵の管理等の措置を新たに講じたとき又は漏えいした物が管理区域外に広がったときを除く。)を除く。

イ 漏えいした液体状の核燃料物質等が当該漏えいに係る設備の周辺部に設置された漏えいの拡大を防止するための堰の外に拡大しなかつたとき。

ロ 気体状の核燃料物質等が漏えいした場合において、漏えいした場所に係る換気設備の機能が適正に維持されているとき。

ハ 漏えいした核燃料物質等の放射線量が微量のときその他漏えいの程度が軽微なとき。

九 廃棄物埋設施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、管理区域に立ち入る者について被ばくがあつたときであつて、当該被ばくに係る実効線量が放射線業務従事者にあつては五ミリシーベルト、放射線業務従事者以外の者にあつては〇・五ミリシーベルトを超え、又は超えるおそれのあるとき。

十 放射線業務従事者について第十五条第一項第一号の線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあつたとき。

十一 前各号のほか、廃棄物埋設施設に関し、人の障害(放射線障害以外の障害であつて入

院治療を必要としないものを除く。)が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

(危険時の措置)

第二十三條 法第六十四条第一項の規定により、第二種廃棄物埋設事業者は、次の各号に掲げる応急の措置を講じなければならない。

一 廃棄物埋設施設に火災が起り、又は廃棄物埋設施設に延焼するおそれがある場合には、消火又は延焼の防止に努めるとともに直ちにその旨を消防吏員に通報すること。

二 核燃料物質を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、関係者以外の者の立入りを禁止すること。

三 放射線障害の発生を防止するため必要がある場合には、廃棄物埋設施設の内部にいる者及び付近にいる者に避難するよう警告すること。

四 核燃料物質等による汚染が生じた場合には、速やかに、その広がり防止及び汚染の除去を行うこと。

五 放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者がいる場合には、速やかに救出し、避難させる等緊急の措置を講ずること。

六 その他放射線障害を防止するために必要な措置を講ずること。

第二十四條から第二十六條まで 削除

(報告の徴収)

第二十七條 第二種廃棄物埋設事業者は、事業所ごとに、別記様式第五による報告書を、液体状及び固体状の放射性廃棄物の保管量等、放射性廃棄物の埋設量等並びに放射線業務従事者の一年間の線量分布に係るものにあつては毎年四月一日からその翌年の三月三十一日までの期間について、その他のものにあつては毎年四月一日からその翌年の三月三十一日までの期間について作成し、それぞれ当該期間の経過後四十五日以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

2 前項の報告書の提出部数は、正本一通とする。

(電磁的記録媒体による手続)

第二十八條 次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類の提出に代えて、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体(電磁的記録(電磁的方法で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の

用に供されるものをいう。)に係る記録媒体をいう。別記様式第六において同じ。)及び別記様式第六の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

一 第二十二條第三項の書類

二 第二十二條の四第二項の書類

三 前条第一項の報告書

附則 抄

第一條 この府令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和六三年七月二六日総理府令第四一號)

1 この府令は、昭和六十四年四月一日から施行する。

2 この府令による改正後の試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第二十一条第一項、核燃料物質の使用等に関する規則第七條第一項、核燃料物質の加工の事業に関する規則第十條第一項、使用済燃料の再処理の事業に関する規則第二十一条第一項及び核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物埋設の事業に関する規則第二十七條第一項の規定は、昭和六十四年四月一日以後の期間について作成する報告書について適用し、同日前の期間について作成する報告書については、なお従前の例による。

附則 (昭和六三年一月二二日総理府令第四八號)

この府令は、公布の日から施行する。

附則 (平成元年五月一九日総理府令第二四號)

この府令は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律(昭和六十三年法律第六十九號)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(平成元年五月二十六日)から施行する。

附則 (平成二年一月二八日総理府令第五六號) 抄

(施行期日)

1 この府令は、平成三年一月一日から施行する。

(経過措置)

3 この府令の施行の際現に運搬されている核燃料物質等については、当該運搬が終了するまでは、なお従前の例による。

附則 (平成五年二月二六日総理府令第一號)

1 (施行期日)
この府令は、公布の日から施行する。

2 (経過措置)
この府令の施行の日の前日までにこの府令による改正前の核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物埋設の事業に関する規則第七條の規定に基づいてされた申請に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第五十一條の六第二項の確認について適用する同項に規定する技術上の基準については、改正後の核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物埋設の事業に関する規則第八條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成八年七月一二日総理府令第三九号)
この府令は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成八年七月二十日)から施行する。

附 則 (平成一〇年三月三一日総理府令第八号)
この府令は、平成十年四月二十日から施行する。

附 則 (平成一一年三月二九日総理府令第一五号)
この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一二年二月一六日総理府令第六四号) 抄
(施行期日)
第一条 この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一二年四月一二日総理府令第五〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この府令は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成十二年七月一日)から施行する。

第二条 (経過措置)
この府令の施行の際現に核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成十二年政令第九十七号。以下「改正令」という。)による改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(以下「令」という。)第十六條の二第一号、第三号又は第四号に掲げる

核燃料物質を使用している使用施設等(改正令による改正前の令第十六條の二各号に掲げる核燃料物質を使用している使用施設等を除く。)に対する核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法第五十五條の三第一項の規定の適用については、同項中「受け、これに合格した後でなければ」とあるのは、「平成十二年九月三十日までに受けなければならない、同日を経過する前に不合格の通知を受けた場合にあつてはその日から再度の受検により合格の通知を受けるまでの間、平成十二年九月三十日を経過しても合格の通知がない場合にあつては同日から合格の通知を受けるまでの間は」とする。

附 則 (平成一二年六月一六日総理府令第六二号) 抄
この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一二年一〇月二〇日総理府令第一一八号)
この府令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成一二年一二月二六日総理府令第一五一号)
この府令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成一三年九月二八日経済産業省令第一九九号)
この省令は、平成十三年十月一日から施行する。

附 則 (平成一四年一月二八日経済産業省令第六号)
この省令は、平成十四年一月三十一日から施行する。ただし、第三十二條の次に一条を加える改正規定(第三十三條第五項第二号に係る部分に限る。)は、平成十四年三月一日から施行する。

附 則 (平成一五年三月一七日経済産業省令第二二号)
この省令は、電気事業法及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成十五年三月十七日)から施行する。

附 則 (平成一五年三月三一日経済産業省令第四三三号) 抄
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一五年九月二二日経済産業省令第一〇八号)
この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

この省令は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則 (平成一五年九月二四日経済産業省令第一一〇号)
この省令は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則 (平成一五年九月二四日経済産業省令第一一八号)
(施行期日)
第一条 この省令は、平成十五年十月一日から施行する。

第二条 (経過措置)
この省令の施行の際現に法第五十一條の十八第一項又は第二項の規定により保安規定の認可を受けている者は、平成十五年十二月三十一日までに同項に規定する保安規定の変更の認可を申請しなければならない。

2 前項の規定による保安規定の変更の認可を申請した者については、当該申請に係る認可又は認可の拒否の処分があった日までの間は、改正後の核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物埋設の事業に関する規則第二十二條第一項及び核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則第三十四條第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成一七年三月四日経済産業省令第一四号)
この省令は、不動産登記法の施行の日(平成十七年三月七日)から施行する。

附 則 (平成一七年一二月二二日経済産業省令第一〇六号)
この省令は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第四十四号)の施行の日(平成十七年十二月一日)から施行する。

附 則 (平成一八年一二月二六日経済産業省令第一一九号)
(施行期日)
この省令は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則の一部を改正する省令の施行の日(平成十九年一月一日)から施行する。

附 則 (平成二〇年三月二八日経済産業省令第二四号) 抄
この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年三月二八日経済産業省令第二五号)
この省令は、平成二十年七月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年一二月一日経済産業省令第八二号)
この省令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日(平成二十年十二月一日)から施行する。

附 則 (平成二〇年一二月一八日経済産業省令第八七号) 抄
(施行期日)
第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第六條の規定は平成二十一年一月二日から、第一条から第五条まで及び第七條から第九條までの規定は同年四月一日から施行する。

第二条
4 この省令の公布の際現に規制法第五十一條の十八第一項の規定により保安規定の認可を受けている同法第五十一條の十六第二項の第二種廃棄物埋設事業者は、平成二十一年三月二日までに、この省令第四條の規定による改正後の核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則第二十二條第一項の規定の例により保安規定を定め、これを記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

附 則 (平成二二年三月三一日経済産業省令第一八号)
(施行期日)
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

第二条 (経過措置)
この省令の施行の際現にこの省令第一條の規定による改正前の核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則第六條第五項の規定に基づき指定を受けている者は、平成二十一年九月三十日又はこの省令第一條の規定による改正後の核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則(以下「新製錬規則」という。)第六條第五項の規定に基づき指定を受けた日のいずれか早い日までの間は、新製錬規則第六條第五項の規定に基づき指定を受けているものとみなす。

2 前項の規定は、この省令の施行の際現にこの省令第二條の規定による改正前の核燃料物質の加工の事業に関する規則第七條第五項の規定に

3 この省令の施行の際現に法第十二条の第二項、第二十二條の六第一項、第四十三條の二第

鍊規則」という。第六条の二第二項第七号及び第十四号並びに同条第四項第二号及び第五号並びに第二条の規定による改正後の核燃料物質の加工の事業に関する規則（以下「新加工規則」という。）、第七条の九第二項第七号、第九号及び第十五号並びに同条第四項第二号及び第六号並びに第三条の規定による改正後の実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「新実用炉規則」という。）、第十五条の二第二項第七号及び第十八号並びに同条第三項第二号及び第五号並びに第四条の規定による改正後の研究開発段階にある発電用の供する原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「新研究炉規則」という。）、第三十五条第二項第七号及び第十八号並びに同条第三項第二号及び第五号並びに第五条の規定による改正後の使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（以下「新貯蔵規則」という。）、第三十六条第二項第七号及び第十五号並びに同条第三項第二号及び第五号並びに第六条の規定による改正後の使用済燃料の再処理の事業に関する規則（以下「新再処理規則」という。）、第十六条の三第二項第七号、第九号及び第十七号並びに同条第三項第二号及び第六号並びに第七条の規定による改正後の核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則（以下「新第一種埋設規則」という。）、第六十二条第二項第七号及び第十四号並びに同条第四項第二号及び第五号並びに第八条の規定による改正後の核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（以下「新第二種埋設規則」という。）、第十九条の三第二項第七号及び第十四号並びに同条第四項第二号及び第五号並びに第九条の規定による改正後の核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（以下「新廃棄物管理規則」という。）、第三十三条の二第二項第七号及び第十四号並びに同条第四項第二号及び第五号並びに第十条の規定はこの省令の施行の日から六ヶ月間は、適用しない。この場合において、当該者は、平成二十四年六月二十八日までに法第四十二条の二第一項、第四十三条の二十五第一項、第五十条の三第一項又は第五十一条の二十三第一項に規定する核物質防護規定の変更の認可を申請しなければならない。

この省令の施行の際現に法第十二条の第二項、第二十二條の六第一項、第四十三條の二第

[illegible]

附則（平成二五年六月二八日原子力規制委員会規則第四号）抄

（施行期日）

第一条 この規則は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号。以下「設置法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年七月八日）から施行する。

（経過措置）

第十七条 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成二五年二月六日原子力規制委員会規則第一六号）抄

（施行期日）

第一条 この規則は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号。以下「設置法」という。）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年十二月十八日。以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

第十六条 この規則の施行の際現に設置法附則第三十条第一項の規定により第五号新規制法第五十一条の二第二項の規定によりされた許可とみなされた第五号旧規制法第五十一条の二第二項の規定による第二種廃棄物埋設の事業の許可を受けている者（以下「第二種廃棄物埋設事業者」という。）は、施行日から起算して三年を經過する日までに第十五条による改正後の核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（以下「新第二種廃棄物埋設事業規則」という。）第十九条の二第一項に規定する措置を講じなければならない。

第十七条 この規則の施行の際現に第二種廃棄物埋設事業者であつて、設置法附則第三十条第一項の規定により第五号新規制法第五十一条の二第一項の規定によりされた認可とみなされた第五号旧規制法第五十一条の二第一項の規定による認可を受けている者（次項において「保安規定認可者」という。）は、平成二十六年十二月十七日までに第五号新規制法第五十一条の二第一項に規定する保安規定の変更の認可を受ける（新第二種廃棄物埋設事業規則第二十条第一項第八号及び第十七号に掲げる事項に係るものに限る。）を申請しなければならない。

2 前項の規定による保安規定の変更の認可を申請した保安規定認可者については、当該申請に

係る認可又は認可の拒否の処分があった日までの間は、新第二種廃棄物施設事業規則第十三条、第十七条、第十九条の二並びに第二十条第三項、第十八号及び第十七号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成二十六年二月二八日原子力規制委員会規則第一号）

この規則は、独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律の施行の日（平成二十六年三月一日）から施行する。

附 則（平成二十六年二月一〇日原子力規制委員会規則第七号） 抄

（施行期日）

第一条 この規則は、平成二十七年一月一日から施行する。

（経過措置）

第四条 この規則の施行の際現に運搬されている核原料物質、核燃料物質等及び放射性同位元素等については、当該運搬が終了するまでは、なお従前の例による。

附 則（平成二十七年八月三一日原子力規制委員会規則第六号）

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二十九年一月二二日原子力規制委員会規則第七号）

（施行期日）

第一条 この規則は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成三十年十月一日）から施行する。ただし、別表第三に係る改正規定及び次条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この規則（別表第三に係る改正規定にあつては、当該規定）の施行前に改正前のそれぞれの規則の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの規則の規定に相当の規定があるものは、改正後のそれぞれの規則の相当の規定によつてしたものとする。

附 則（平成三〇年六月八日原子力規制委員会規則第六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成三〇年八月二一日原子力規制委員会規則第八号）

（施行期日）

第一条 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定及び附則第三条の規定は、平成三十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の次の表上欄に掲げる規則の同表上欄に掲げる規定及び下欄に掲げる様式は、平成三十一年四月一日以後の期間について作成すべき報告書について適用するものとし、同日前の期間について作成すべき報告書については、なお従前の例による。

規則	核燃料物質の使用等に関する規定	核燃料物質の加工の事業に関する規定	核燃料物質の再処理の事業に関する規定	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規定	核燃料物質又は核燃料物質に汚染された物の第二種廃棄物施設の事業に関する規定	核燃料物質又は核燃料物質に汚染された物の第一種廃棄物施設の事業に関する規定	核燃料物質又は核燃料物質に汚染された物の第一種廃棄物施設の事業に関する規定	使用済燃料の貯蔵の事業に関する規定	核燃料物質又は核燃料物質に汚染された物の第一種廃棄物施設の事業に関する規定	核燃料物質又は核燃料物質に汚染された物の第一種廃棄物施設の事業に関する規定
規則	第七條第一項	第十條第一項	第二十一條第一項	第三十條第一項	第二十七條第一項	第四十條第一項	第四十條第一項	第四十八條第一項	第九十一條第一項	第九十一條第一項
様式	第一式	第一式	第一式	第一式	第一式	第一式	第一式	第一式	第一式	第一式

第三条 第二条の規定による改正後の前条の表の上欄に掲げる規則の同表の下欄に掲げる様式は、平成三十二年四月一日以後の期間について作成すべき報告書について適用するものとし、同日前の期間について作成すべき報告書について

ては、それぞれ第二条の規定による改正前の同表の下欄に掲げる様式による。

第四条 この規則（附則第一条ただし書の規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の規定の施行前にした行為及び附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの規則の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成三〇年九月二八日原子力規制委員会規則第九号）

この規則は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成三十年十月一日）から施行する。

附 則（平成三一年三月一日原子力規制委員会規則第一号） 抄

（施行期日）

第一条 この規則は、公布の日から施行する。（特定核燃料物質の防護のための区域における特定核燃料物質の防護のために必要な措置に関する経過措置）

第二条 この規則の施行の際現に次の表の第一欄に掲げる規定による核物質防護規定の認可を受けている者は、公布の日から起算して一年を経過するまでに、それぞれこの規則による改正後の同表の第二欄に掲げる規則の同表の第三欄に掲げる規定に掲げる事項について、核物質防護規定の変更の認可を申請しなければならない。この場合においては、当該期間内に当該申請がされたときは、特定核燃料物質の防護のための区域における特定核燃料物質の防護のために必要な措置については、当該申請に係る認可又は認可の拒否の処分があるまでの間は、同表の第四欄の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
核原料物質核原料物質又は核第七條の第六條の核燃料物質核燃料物質の製錬の三第一項三第二項質及び原子事業に関する規則第四号 第一号	核原料物質核原料物質又は核第七條の第六條の核燃料物質核燃料物質の製錬の三第一項三第二項質及び原子事業に関する規則第四号 第一号	核原料物質核原料物質又は核第七條の第六條の核燃料物質核燃料物質の製錬の三第一項三第二項質及び原子事業に関する規則第四号 第一号	核原料物質核原料物質又は核第七條の第六條の核燃料物質核燃料物質の製錬の三第一項三第二項質及び原子事業に関する規則第四号 第一号

（以下「法」という。）
第十二条の二第二項

法第二十二條の六第一項	核燃料物質の加工の事業に関する規定	法第九條第七條の二第二項	試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規定	法第四十三條の二十五の事業に関する規定	法第五十一條の二十三汚染された物の第一種廃棄物施設の事業に関する規定	法第三十五條の三第三汚染された物の第一種廃棄物施設の事業に関する規定	法第六十七條第六十二汚染された物の第一種廃棄物施設の事業に関する規定	法第三十三條の二第二項第一号	法第五十七條の二第一等に関する規定	法第三十三條の二第二項第一号
核燃料物質の加工の事業に関する規定	核燃料物質の加工の事業に関する規定	核燃料物質の加工の事業に関する規定	核燃料物質の加工の事業に関する規定	核燃料物質の加工の事業に関する規定	核燃料物質の加工の事業に関する規定	核燃料物質の加工の事業に関する規定	核燃料物質の加工の事業に関する規定	核燃料物質の加工の事業に関する規定	核燃料物質の加工の事業に関する規定	核燃料物質の加工の事業に関する規定

（特定核燃料物質の防護のために必要な連絡に関する措置等に関する経過措置）

第三条 この規則の施行の際現に次の表の第一欄に掲げる規定による核物質防護規定の認可を受けている者は、公布の日から起算して六月を経過するまでに、それぞれこの規則による改正後の同表の第二欄に掲げる規則の同表の第三欄に掲げる規定に掲げる事項について、核物質防護規定の変更の認可を申請しなければならない。この場合においては、当該期間内に当該申請がされたときは、特定核燃料物質の防護のために必要な連絡に関する措置、火災等により見張人の詰所が使用できない場合に備えた措置（法第四十三條の二第二項又は第五十七條の二第二項の規定による認可を受けている者に係るものを除く。）及び証明書等の発行（次条に規定する証明書等の発行をいう。）又は業務上知り得る者

[illegible]

法第五十條の二	核燃料物質の使用等に関する規則	
第七項	核燃料物質の第三号第一項第五号及び同項第十七号並びに同項第二十三号	核燃料物質又第六十七条第六十二條第二は核燃料物質第一項第五項第十七号ホ、によつて汚染号及び同項同第十八号ホ各種た物の第第十二号及び同項第二十種廃棄物埋設の事業に関する規則

(証明書等の発行又は業務上知り得る者の指定に関する経過措置)

第四条 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の次の表の第一欄に掲げる規則の同表の第二欄に掲げる規定により行つた証明書等の発行又は同表の第三欄に掲げる規定により行つた特定核燃料物質の防護に関する秘密を業務上知り得る者（以下単に「業務上知り得る者」という。）の指定は、第三条第一項に規定する核物質防護規定の変更の認可の申請に係る認可又は認可の拒否の処分があつた日から起算して一年を経過する日までの間は、それぞれ同表の第四欄に掲げる規定による措置を講じて行ふこととされる証明書等の発行又は業務上知り得る者の指定とみなす。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則	第十四条 第十四条 第十四条 第十四条	第十四条 第十四条 第十四条 第十四条	第十四条 第十四条 第十四条 第十四条
核燃料物質の使用等に関する規則	第二条の二 十一の十一 十一の十一 十一の十一	第二条の二 十一の十一 十一の十一 十一の十一	第二条の二 十一の十一 十一の十一 十一の十一
核燃料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則	第六条の二 第二項 第二項 第二項	第六条の二 第二項 第二項 第二項	第六条の二 第二項 第二項 第二項
核燃料物質の加工の事業に関する規則	第七条の二 第九項 第九項 第九項	第七条の二 第九項 第九項 第九項	第七条の二 第九項 第九項 第九項
第五号イ	第五号イ	第五号イ	第五号イ

核燃料物質又は核 燃料物質によつて汚染された物の第 二種廃棄物埋設の事業に関する規則	第十九条第二十九條第三十二條 第三十二條第二十項第二十二號 三號
核燃料物質又は核 燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に關する規則	第三十三條第三十三條第三十三條 第五十二項第二十二項第十三號
使用済燃料の貯蔵の事業に關する規則	第三十六條第三十六條第三十六條 第二十二條第二十三條第二十四號
核燃料物質又は核 燃料物質によつて汚染された物の第一種廢棄物理設の事業に關する規則	第六十二條第六十二條第六十二條 第二十二條第二十三號

附則（令和元年六月二十八日原子力規制委員会規則第二号）

この規則は、令和元年七月一日から施行する。

附 則 (令和元年七月一日原子力規制委員
会規則第三号) 抄

この規則は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附則（令和元年九月一三日原子力規制委員会規則第四号）

この規則は、令和元年九月十四日から施行する。

附則（令和元年一二月五日原子力規制委員会規則第五号）

（施行期日）

この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

この規則の施行の爲現に法第五十一條の二第二項の規定による許可を受けている廃棄物埋設

施設に係る廃棄物埋設施設等確認については、施行日以後最初に行われる当該廃棄物埋設施設

に係る法第五十一条の五第一項の規定による変更の許可の処分がある日までの間は、新事業規

則第四条から第六条までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現にされている旧事業規則第七条の規定による申請に係る放射性廃棄物等確認については、新事業規則第八条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 この規則の施行の際現に法第五十一条の十八第一項の規定による保安規定の認可を受けてい

る者（次項に規定する者を除く。）は、公布の日から起算して三月を超えぬ日までに、所事

業規則第二十条第一項第十四号に掲げる事項に

係る法第五十一条の十八第一項後段の規定による保安規定の変更の認可を申請しなければなら

ない。この場合において、施行日から当該申請に係る変更の認可又は拒否の処分がある日まで

の間に行う放射性廃棄物等確認については、新事業規則第七条及び第八条の規定にかかわらず

この規則の施行の祭見（去第五十一條の二第
五、なお従前の例による。

一 項の規定による許可又は法第五十一条の五第

一項の規定による変更の許可を受けている者であつて、当該許可を受けたところにより埋設す

る全ての放射性廃棄物について放射性廃棄物等確認を受けている者については、新事業規則第

二十条第一項第十四号の規定は適用しない。

意義は、当該各号に定めるところによる。

一 法 杉原米物質 杉炭米物質及び原子炉の
規制に関する法律をいう。

二 旧事業規則 この規則による改正前の核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物

の第二種廃棄物埋設施設の事業に関する規則をいう。

三 新事業規則 この規則による改正後の核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物

の第二種廃棄物埋設施設の事業に関する規則をいう。

四 施行日 この規則の施行の日をいう。

五 廃棄物埋設施設等確認 法第五十一条の六
第一項の規定による確認をいう。

六 放射性廃棄物等確認 法第五十一条の六第二項の規定による確認をいう。

附則（令和二年三月一七日原子力規制委員会規則第二二号）抄

第一、二条 上の規則は、原二刀用における安全対策を定めることとする。

第一条 この規程は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び

別記様式第3（第7条関係）

注1 原体体のそれそれにつき記載すること。
 2 記号内容が互いのものについてほとんど記載すること。
 3 親型よりよくなる全てで(産卵期に含まれる放射能量の総和又は増設しようとするそれらの産卵期に含まれる放射能量をベータレベル単位(有効数字2桁)で記載すること。
 4 ベータレベル単位(有効数字2桁)で記載すること。
 5 ベータレベル平方センチメートル単位(有効数字2桁)で記載すること。
 6 産卵物理的性質への放射性物質の放出に関する評価を行うために必要である場合は「該当なし」と記載すること。
 備考 この用語の欠き出し、日本語原典準拠とする。

(注) 記載内容が共通のものについてはまとめて記載すること。
 ① 埋設しようとする全てのコンクリート等廃棄物に含まれる放射能量の総和又は埋設しようとするそれぞれのコンクリート等廃棄物に含まれる放射能量をバレル単位(有効数2桁)で記載すること。
 ② バレル単位(有効数2桁)の記載に注意すること。
 ③ 廃棄物埋設地の外への放射物質質の漏洩に関する評価を行うために必要でない場合は「該当なし」と記載すること。
 備考 この目録の大きさは、日本産業規格A4とする。

